

第2編 地震・津波編

地震・津波編は、中城村の地震・津波対策に係る
応急対策計画及び災害復旧・復興計画である。

第 1 章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第 1 節 組織及び配備動員計画

1 中城村防災会議

村長を会長として、災害対策基本法第 16 条第 5 項に基づき組織され、その所掌事務は中城村地域防災計画の作成並びにその実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等の事務をつかさどる。

2 応急活動体制

村内において災害が発生、または発生するおそれがある場合、村は応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部等を設置するなど災害初動体制を確立し、災害応急対策活動を実施する。

(1) 中城村災害対策準備体制

沖縄気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表される等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、総務対策班による災害対策準備体制の初動体制をとる。

また、気象台が本村域で震度 4 を観測・発表し、災害対策体制の必要があると判断した場合及び津波予報区の沖縄本島地方に津波注意報を発表した場合、直ちに災害対策準備体制をとる。

(2) 中城村災害警戒本部

ア 警戒本部の設置

災害対策本部設置に至るまでの措置及び対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため警戒本部を設置する。

イ 警戒本部の設置基準

- (ア) 気象業務法等に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され、警戒が必要なとき
 - (イ) 津波警報（注意報含む）が発表されたとき
 - (ロ) 震度 4 以上の地震が観測されたとき
 - (エ) その他、村長又は警戒本部長が必要と認めたとき

※村長が不在の時は、副村長→総務課長→企画課長→以下村本部から決定するものとする。

※各対策班の班長（課長）が不在の時には、各課の係長が班長代理となる（課において係長が複数いる場合は、あらかじめ代理順を決めておくものとする）。

ウ 警戒本部の組織

(ア) 警戒本部に警戒本部長を置くほか、警戒本部現場責任者を置き、警戒本部を組織する。

(イ) 警戒本部長は副村長(又は総務課長)とし、警戒本部現場責任者は図 2-1-1 の各班の内の当番班の長とする。なお、当番班は常に村庁舎内に明示する等、全職員が把握可能な状況にしておく。

(ウ) 警戒本部は図 2-1-1 の班が交代で担当する。

(エ) 職員の出張等により警戒本部の人数が必要数以下であると認められるときは、警戒本部長及び警戒本部現場責任者の判断により、他の班から職員を配置することとする。

エ 警戒本部の所掌事務

(ア) 警戒本部の所掌事務は図 2-1-1 の対策本部のその内、必要な事項を行う。

オ 警戒本部の廃止基準

警戒本部は次の基準により警戒本部長が廃止する。

(ア) 災害対策本部が設置されたとき

(イ) 当該災害に対する応急対策等の措置が概ね終了したと認められたと

(ウ) 災害の発生するおそれが無くなったと認めたとき

(エ) 警戒本部長が適当と認めたとき

カ 警戒本部設置、廃止の通知

警戒本部を設置または廃止したときは、県及び関係機関、村民に対し、防災行政無線などを活用して迅速な方法で通知するものとする。

3 中城村災害対策本部の設置

ア 対策本部の設置

村内の地域において災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合において、総合的な防災応急対策を迅速かつ的確に推進するため、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部を設置する役場庁舎が万が一被災した場合には、「護佐丸歴史資料図書館」を代替施設とし、災害対策本部機能に必要な各種資機材を持ち出せるよう備えるものとする（持ち出し資機材リストについては、資料編を参照）。

イ 対策本部の設置基準

対策本部は当村内に次の事項に該当するような災害が発生、又は発生するおそれが

あるとき村長が設置する。

(7) 気象業務法等に基づく警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき

(イ) 津波警報（大津波警報含む）が発表されたとき

(ロ) 震度 5 強以上の地震が観測されたとき

(エ) その他、村長又は警戒本部長が必要と認めたとき

（村長が不在の時は、副村長→総務課長→企画課長→以下村本部から決定するものとする）

ウ 対策本部の組織

災害対策本部に対策本部長、対策副本部長を置くほか、対策本部会議を組織する。

(7) 本部長は村長、副本部長は副村長もしくは総務課長をもって充てる。

(イ) 村長が不在などの時は副本部長が代理を務めることとする。

(ロ) 本部の組織編制及び所掌事務は図 2-1-1 及び表 2-1-1 のとおりである。

エ 本部会議

(7) 本部会議の構成

対策本部会議は対策本部長及び副本部長、各班長、その他本部長が必要と認めるものによって構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

(イ) 本部会議の開催

本部長は対策本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは本部会議を招集する。構成員は対策本部会議の開催が必要であると認めるときは、その旨を副本部長に申し出ることとする。

(ロ) 本部会議の協議事項

I 本部の配備体制に関すること

II 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本的方針に関すること

III 県、その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること

IV その他災害対策に関する重要事項

(エ) 本部会議の庶務

本部会議の庶務は総務課が担当すること。

オ 対策本部の廃止基準

対策本部は対策本部長が次の基準により廃止する。

(7) 当該災害に係る災害の予防及び応急対策が概ね終了したと認めたとき

(イ) 予想された災害にかかわる危険が無くなったと認めたとき

(ロ) 対策本部長が適当と認めたとき

カ 対策本部の設置及び廃止の公表

対策本部を設置、又は廃止したときは直ちに県及び関係機関、村民に対し、防災行政無線や電話等により公表することとする。

図 2-1-1 災害対策本部組織及び編成



表 中城村災害対策本部所掌事務

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
総務対策班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置及び解散に関すること 2. 防災会議に関すること 3. 防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること 4. 各班との分掌事務の調整、連絡に関すること 5. 災害情報の収集、県その他関係機関への報告に関すること 6. 気象予警報の受理及び伝達に関すること 7. 災害時の避難準備情報、避難指示に関すること 8. 避難者の誘導及び行方不明者の捜索に関すること 9. 遺体の収容及び埋火葬に関すること 10. 職員の非常召集、配置、衛生管理に関すること 11. 災害対策要員の雇用に関すること 12. 災害情報等の村民及び報道機関への広報に関すること 13. 災証明の発行に関すること 14. 村有財産の被害状況の調査に関すること 15. 応急食糧その他生活必需品の調達及び管理に関すること 16. 被災者及び物資の輸送に関すること 17. 車両の確保及び配車に関すること 18. 各種団体の災害応急対策への協力に関すること 19. 本部長及び副本部長の秘書に関すること 20. 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること 21. 自主防災組織との連絡調整に関すること 22. 不発弾処理に関すること 23. 防災行政無線に関すること 24. 職員の健康状態のケアに関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
総務対策班	総務課長	25. 災害情報等の村民及び報道機関への広報に関する協力及び報道機関との連絡調整に関すること 26. 災害情報など、村のホームページへの掲載に関すること 27. 行政情報や住民情報の管理に関すること 28. 災害査定調査の受入れに関すること 29. TEC-FORSE との調整に関すること	員 情報担当要員及び連絡担当要	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
総務対策支援班	議会事務局長	1. 所管の被害状況等の調査、情報収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 総務対策班への協力に関すること 3. その他、各班の協力に関すること	担当要員 情報担当要員及び連絡	数 班長が必要と認める人	動員可能な全職員
企画対策班	企画課長	1. 所管の被害状況等の調査、情報収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 防衛施設局その他基地関係機関との連絡調整に関すること 3. 災害対策に必要な経費の予算措置に関すること 4. 義援金等の受入れに関すること 5. その他、各班の協力に関すること	員 情報担当要員及び連絡担当要	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
税務対策班	税務課長	1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 災害に伴う税金の申請期限の延長及び減免に関すること 3. 総務対策班への協力に関すること 4. その他、各班の協力に関すること	当要員 情報担当要員及び連絡担	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
住民生活対策班	住民生活課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事 2. 災害時のごみ処理に関する事 3. 遺体の収容及び埋火葬に関する事 4. し尿処理に関する事 5. その他、各班の協力に関する事 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
福祉対策班	福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事 2. 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸付に関する事 3. 食糧の配給に関する事 4. 救援物資の保管及び配分に関する事 5. 避難者の収容及び避難場所の運営・管理に関する事 6. 応急食糧の配給、炊出しに関する事 7. ボランティア等民間団体の活動依頼に関する事 8. 要配慮者の避難及び避難所での生活に関する事 9. その他、各班の協力に関する事 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
健康保険対策班	健康保険課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 日本赤十字社、その他医療機関との連絡調整に関すること 3. 医療及び助産、救護に関すること 4. 医薬品、衛生材料の調達及び配分に関すること 5. 災害地域及び避難所の衛生及び防疫に関すること 6. 衛生・防疫に関する保健所等関係機関との連絡調整に関すること 7. 感染症対策に関すること 8. 避難者の健康状態のケアに関すること 9. その他、各班の協力に関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
子ども対策班	子ども課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 乳幼児及び幼児等の応急対策に関すること 3. 健康保険対策班及び福祉対策班への協力に関すること 4. その他、各班の協力に関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
都市建設対策班	都市建設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 土木関係災害に関する警戒巡視に関すること 3. 地すべり、がけ崩れ等の災害防止に関すること 4. 仮設住宅等の建設及び住宅の応急対策に関すること 5. 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること 6. 道路関係の災害応急対策に関すること 7. 交通規制に関すること 8. 住宅等の被災調査及び応急対策に関すること 9. その他、各班の協力に関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
都市建設対策班	都市建設課長	10. 水産関係の被害調査及びその対策に関する事 と 11. 漁港施設及び漁船停泊係留船舶の警戒に関する事 すること	情報担当要員及 び連絡担当要員	班長が必要と認 める人数	動員可能な全職 員
産業振興対策班	産業振興課長	1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班 長への報告に関する事 と 2. 商工関係の被害調査及びその対策に関する事 と 3. 観光客に対する避難及び誘導に関する事 と 4. 農地、農業用施設及び農作物等の復旧事業に関 すること 5. 農業・畜産関係の被害調査及びその対策に関す る事 と 6. 村内事業所の事業継続計画（BCP）の支援に関 すること 7. 事業所における復旧資金のあっせんなどに関 すること 8. その他、各班の協力に関する事 と	情報担当要員及び 連絡担当要員	班長が必要と認 める人数	動員可能な全職員
会計対策班	会計課長	1. 所管の被害状況等の調査、情報収集及び総務対 策班長への報告に関する事 と 2. 災害対策に係る会計業務に関する事 と 3. 救援金品の受入れ及び配分に関する事 と 4. その他、各班の協力に関する事 と	情報担当要員及び 連絡担当要員	班長が必要と認 める人数	動員可能な全職員

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
上下水道対策班	上下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 上水道関連施設の災害対策及び復旧に関すること 3. 被災者に対する飲料水の供給に関すること 4. 災害時における水質検査に関すること 5. 企業局及び水道関係業者等との連絡調整に関すること 6. 下水道施設の災害対策及び応急復旧に関すること 7. 災害時のトイレ環境の確保に関すること 8. その他、各班の協力に関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
教育総務対策班	教育総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 児童生徒の避難に関すること 3. 児童生徒の教育指導に関すること 4. 児童生徒に対する教材及び学用品の給与に関すること 5. 学校教育施設の被害調査及び災害対策に関すること 6. 避難所の開設及び運営の協力に関すること 7. 災害時の食材の調達及び炊出しの協力に関すること 8. その他、各班の協力に関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
生涯学習対策班	生涯学習課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること 2. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関すること 3. 避難所の開設及び運営の協力に関すること 4. その他、各班の協力に関すること 	連絡担当要員 情報担当要員及び連	人数 班長が必要と認める	動員可能な全職員

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
消防対策班	中城北中城消防本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 防災関係機関及び班内の連絡調整に関すること 3. 行方不明者の捜索及び救助に関すること 4. 災害危険区域の把握と対策に関すること 5. 災害時における避難誘導に関すること 6. 通信及び応援要請に関すること 7. 災害の予防広報に関すること 8. 気象情報等の収集に関すること 9. 他班との連絡調整に関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

4 配置動員計画

災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、防災活動を推進するため、取るべき体制を表 2-3-1 に記す。なお、動員は必要に応じて変更することとする。

表 2-3-1 配備動員の基準

体制	災害種別	基準	体制の決定	動員
災害対策準備体制	風水害	気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合	村長又は警戒本部長が決定し設置	第 1 次配備
	津波	津波注意報が発表されたとき	自動配備	第 1 次配備
	地震	震度 4 の地震が観測されたとき	自動配備	第 1 次配備
	全て	その他村長又は警戒本部長が必要と認めたとき	村長又は警戒本部長が決定し設置	村長又は警戒本部長が決定
災害警戒本部	風水害	気象情報等により災害発生への警戒を要するとともに情報収集・伝達の必要があるとき	村長又は警戒本部長が決定し設置	第 2 次配備
	津波	津波警報（注意報含む）が発表されたとき	自動配備	第 2 次配備
	地震	震度 4 以上の地震が観測されたとき	自動配備	第 2 次配備
	全て	その他村長又は警戒本部長が必要と認めたとき	村長又は警戒本部長が決定し設置	村長又は警戒本部長が決定
災害対策本部	風水害	気象業務法等に基づく警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき	災害対策本部長が決定し設置	災害対策本部長が第 2 次配備もしくは第 3 次配備を決定
	津波	津波警報（大津波警報含む）が発表されたとき	自動配備	第 3 次配備
	地震	中城村において震度 5 強以上又は、隣接市町村において震度 6 弱以上の地震が観測されたとき	自動配備	災害対策本部長が第 2 次配備もしくは第 3 次配備を決定
	全て	その他村長又は警戒本部長が必要と認めたとき	村長又は警戒本部長が決定し設置	村長又は災害対策本部長が決定

(1) 職員の動員

職員の動員については表 2-3-1 に示すとおりであるが、状況に応じて災害警戒本部長及び災害対策本部長が動員数を増減できることとする。

(2) 配備基準

概ね次の基準により第 1 次配備から第 3 次配備までに区分する。

配備	配備内容
第 1 次配備	1 各班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく 2 その他の職員は待機の態勢をとる
第 2 次配備	1 各班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は配置につく体制をとる
第 3 次配備	1 全職員が配置につく

(3) 職員の待機と登庁

職員は常に気象情報等に注意し、災害警報が発表される状況においては、常に連絡が取れる状況をつくり、動員要請の連絡が入ればすぐに登庁できるようにする。各班長は被害が予想される状況においては、班員(課職員)と迅速に連絡が取れる状況にいるように努める。災害警報が解除された後においては、翌日からの業務を滞りなく行うための点検・清掃を行うこととする。これらは平日・休日の区別を問わない。

(4) 動員方法

ア 表 2-3-1 に示すとおり、自動配備の場合は職員自ら役場に登庁しなければならない。

イ 必要に応じ、班長が各班員に登庁の連絡を電話及び LINE 等を利用して行う。なお、気象警報などの状況に応じて配備要員の者が自主参集することも念頭におくものとする。

ウ 当番班については、各班長があらかじめ職員に伝えておくとともに、総務課長に配備要員名簿(連絡先含む)を提出しておくこととする。異動等により配備要員が変更になった場合は、その都度新たな配備要員名簿を提出する事とする。

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて村民に提供する。また、震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、緊急地震速報(予報)を発表する。なお、震度6以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

沖縄気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
沖縄県	沖縄県本島中南部	中頭郡[読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町]

注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経路による市区町村の防災無線等を通して村民に伝達する。

2 地震情報の種類とその内容

気象庁は、次の地震情報を発表する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	<ul style="list-style-type: none"> 震度 3 以上 	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を約 190 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) 	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。(大津波警報、津波警報または津波注意報をお発表した場合は発表しない)
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> 震度 3 以上 津波警報または注意報発表時 若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報(警報)を発表した場合 	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度 1 以上 	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多発発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報 (地震回数に関する情報)」で発表。

その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度 5 弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度 3 以上 	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約 20 ～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載)。

[地震活動に関する解説情報等]

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

[地震解説資料]

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度 4 以上の揺れを観測した時などに防災に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

[管内地震活動図及び週間地震概況]

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表している。

●気象庁震度階級関連解説表について

■震度階級関連解説表

【使用にあたっての留意事項】

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回当たりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。またそれぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7強	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものが増える。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし・構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある [*] 。
断水・停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
高速道路等の規制	震度4程度以上の揺れがあった場合には、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で・ガス・水道・電気の供給が停止することがある。

(6) 大規模構造物への影響

長周期地震動 [*] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート構造物に比べ地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の損壊	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3 津波警報の種類とその内容

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-------	--	----------------	----	--------	---

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを1段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを

	津波予報区単位で発表(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) この情報で発表される到達予想時刻について

各津波予報区でもっとも早く津波が到達する 時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※2)津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※3)沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごと 発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の 推定 到達時刻と 推定 高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難 行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

(7) 波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(4) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(5) 津波観測に関する情報

津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(6) 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

※ 近地の地震津波に対する自衛措置

気象庁及び沖縄気象台の発表する津波予報によるほか、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し、海岸から避難するよう指示するものとする。

あわせて、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒態勢をとるものとする。

(4) 津波予報区

沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

沖縄県が属する津波予報区

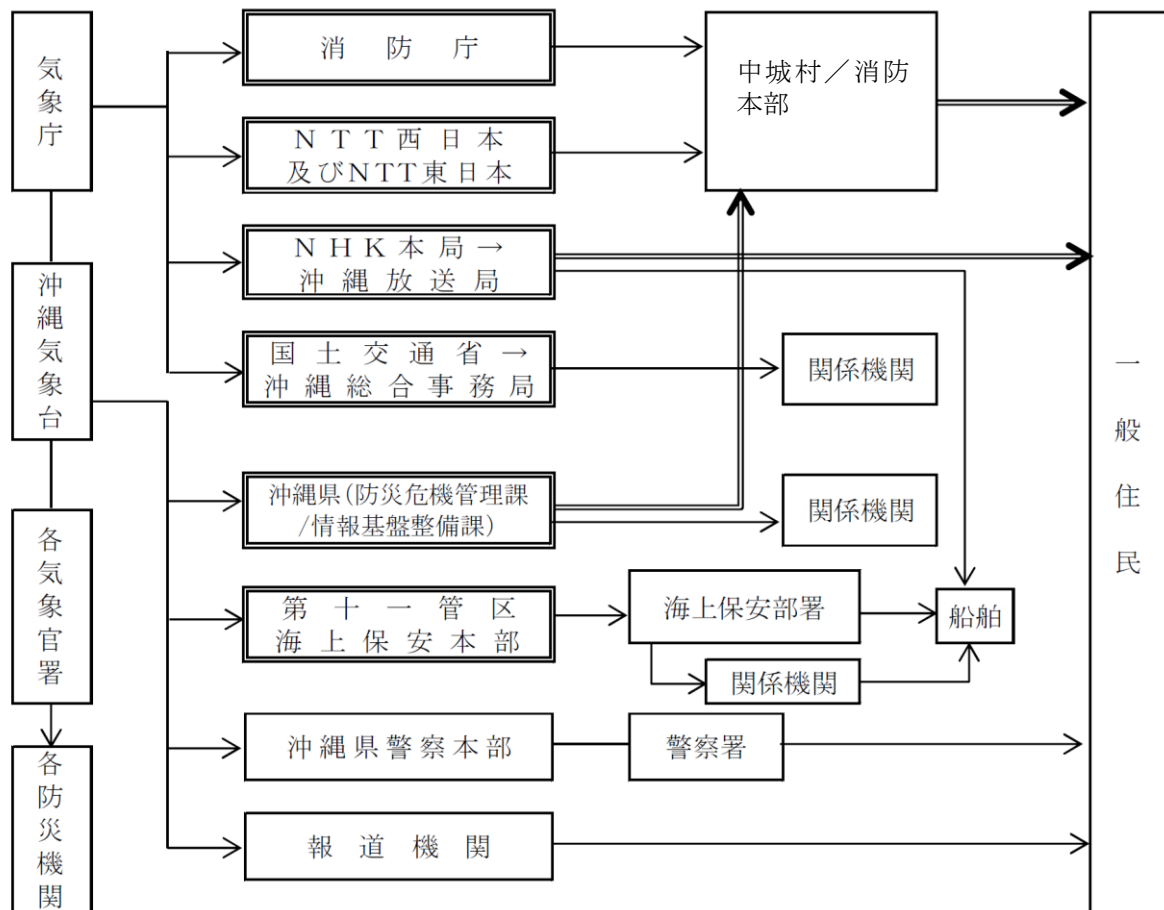
津波予報区	区 域
沖縄本島地方	沖縄県(宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。)
大東島地方	沖縄県(島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。)
宮古島・八重山地方	沖縄県(宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡に限る。)

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音	備考
大津波警報	(連点) ●●●●	(約3秒) ○△○△ (約2秒) (短声連点)	
津波警報	(2点) ●● ●● ●●	(約5秒) ○△○△ (約6秒)	
津波注意報	(3点と2点との斑打) ●●● ●●	(約10秒) ○△○△ (約2秒)	
津波注意報 及び津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) ●● ●● ●●	(約10秒) (約1分) ○△○△ (約3秒)	

図 地震情報及び津波警報等の伝達系統図



注1) 二重枠内の機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条2によって特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

4 警報等の伝達方法

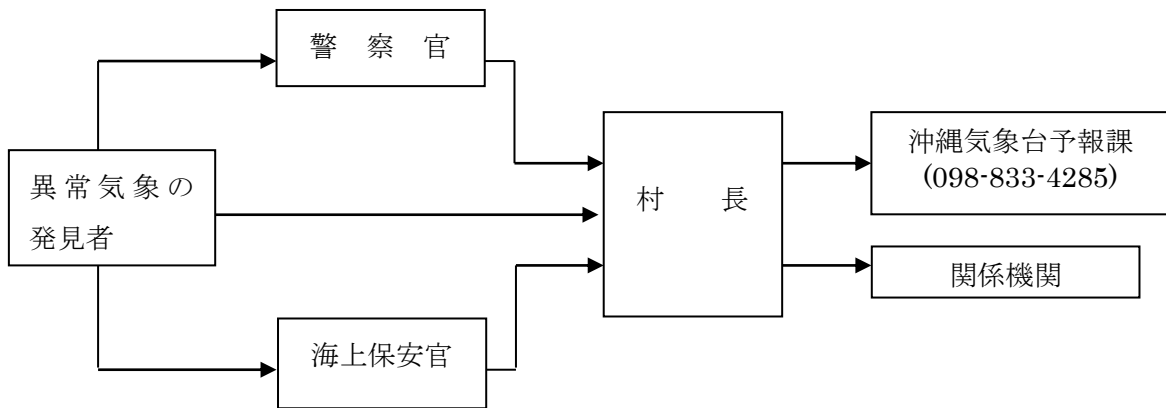
- (1) 関係機関から通報される警報等は、総務対策班長において受理し、迅速、確実な収集を行うものとする。
- (2) (1)により通知を受けた総務対策班長は、大きな災害が発生するおそれがあると認める
とき、直ちに村長(本部長)に報告するものとする。
- (3) 村から村民に伝達する場合、次の事項について文書をもって記録するものとする。
 - ア 警報等又は災害の種類
 - イ 発表又は発生の日時
 - ウ 警報等又は災害の内容
 - エ 送話者及び受話者職氏名
 - オ その他必要な事項
- (4) なお、防災関係機関及び各事業所等は、気象警報についてラジオ等を常備して積極的に収集するものとする。

5 異常現象発見時の処置

気象、水象、地象に関し、災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、災害の発生を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次のとおり通報しなければならない。

- (1) 発見者の通報
異常現象を発見した者は、直ちに村又は警察署若しくは海上保安署等に通報するものとする。
- (2) 警察署、海上保安署等の通報
通報を受けた警察署又は海上保安署等は、直ちに村及び上部機関に通報するものとする。
- (3) 村長の通報
(1)(2)により通報を受けた村長は、直ちに沖縄気象台及び関係機関に通報するとともに、村民に対し周知徹底を図るものとする。
- (4) 通報を要する異常現象
 - ア 気象関係 強い突風、竜巻、激しい雷雨等著しく異常な現象
 - イ 水象関係 異常な潮位、波浪
 - ウ 地震関係 数日間以上にわたり、頻繁に感じるような地震地割れ、亀裂、落石等

(5) 通報系統図



6 夜間・休日等における職員の動員・参集

沖縄気象台より、非常体制(配備基準)の災害情報を受理した担当職員は、直ちに総務対策班長へ連絡する。

第3節 災害通信計画

この計画は災害に関する予報・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して、通信体制の万全を図るものとする。

1 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるように相互に協力するものとする。

2 各種通信施設の利用

災害情報等の伝達、報告及び災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況等により異なるが概ね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。

ただし、固有の通信施設を持っている機関については、利用方法等必要な手続きを協定で定めて、災害時に利用するものとする。

(1) 電気通信事業用設備の利用

ア 非常扱いの通話

災害対策関係機関は、事前に最寄りのN T T西日本沖縄支店に連絡し、「非常通話用電話」を指定しておくものとする。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱をするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする。

① 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を	輸送の確保に直接関係がある機関相互間

含む。)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる 機関との間

② 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間 (前項の表中8欄に掲げるものを除きます。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者との機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関 (前項の表及

	びこの表の1欄からこの欄までに掲げるものを除く。) 相互間
--	-------------------------------

イ 非常扱いの電報

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センター(115)に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。

ウ 専用通信設備の利用

業務用電気通信設備の利用ができなくなった場合、また緊急通信にその必要がある場合には、専用通信設備の利用をあらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

ア 第十一管区海上保安本部通信設備
イ 警察通信設備
ウ 気象官署通信設備
エ 沖縄電力通信設備
オ 沖縄総合事務局開発建設部通信設備

《通信施設・設備の通信方法》

専用通信施設	通 信 方 法
① 消防無線電話	消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じ通信連絡を行うものとする。
② 警察電話	沖縄県警察本部の警察優先電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡する。
③ 警察無線電話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、「② 警察電話」に準じて通信連絡する。
④ 沖縄県防災行政用無線電話	沖縄県防災行政用無線電話回線を利用し、通信連絡する。

エ 非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場

合は、非常通信を利用するものとする。

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発注するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

- ア 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- イ 各防災会議
- ウ 日本赤十字社
- エ 全国消防長会
- オ 電力会社
- カ その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

なお、非常通信を利用するに際しては、沖縄非常通信協議会において設定した非常通信ルートを検討する。

オ 普通電話による通信

一時的には、加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、施設の被害その他により、その利用方法が制限される場合は「非常電話」の取扱いを受け、通話の優先利用を図るものとする。利用にあたっては、あらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

カ 警察通信設備

沖縄県警察本部の警察有線・無線電話を利用して通信相手を管轄する各署、交番等を経て通信連絡する。

エ その他非常通信の利用

その他の非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、村の専用通信設備が利用できないか、又は利用することが著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することが出来ない時に、非常通信設備を利用して通信連絡する。

※県防災行政無線網(通常通信ルート)が使用できない場合、下記の非常通信ルートを使用し通信連絡するものとし、平素から関係機関との意志疎通に努めるものとする。

非常通信ルート	非常通信受付機関	電話番号
中城村→宜野湾警察署→県警察本部→県庁	宜野湾警察署	898-0110

(2) 通信設備優先利用の協定

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(3) 放送要請の依頼

災害に関する通知、要請、伝達又は警報等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県(広報班)に放送の要請を依頼するものとする。ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県(広報班)にその旨連絡するものとする。

※親局設備(J-ALERT 含む)や通信施設などは資料編を参照。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、関係機関等の協力を得て、本村の地域にかかる災害の被害状況等を迅速かつ的確に収集報告するためのものとする。

1 実施責任者

(1) 村の役割

ア 本村の地域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

イ 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

(2) 消防機関の役割

消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(3) 県の役割

県は、その所管する施設物について被害状況を調査するとともに、県内の被害状況を収集し、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

(4) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努めるものとする。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

2 災害状況等の収集報告

(1) 災害情報の種類

被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

- ① 人的被害・住家被害・火災に関する情報
- ② 避難指示等の状況並びに警戒区域の指定状況
- ③ 避難者数、指定緊急避難場所・指定避難所の場所等に関する情報
- ④ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
- ⑤ 道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- ⑥ 空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- ⑦ 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ⑧ 港湾の被害及び漁港の被害、応急対策の状況に関する情報
- ⑨ 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

(2) 職員の参集途上による被害状況の把握

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、各職員は、事前に設定した自宅から職場までの参集ルートの途上で情報を収集する。

(3) 非常災害に係る情報の収集

本村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況においても、迅速に当該情報の報告に努める。

(4) 非常災害に係る情報の収集

災害対策本部における各対策部（各課）は、所管にかかる災害情報、被害状況を調査収集し、総務対策部（総務課長）に報告する。

3 報告の種類

(1) 被害状況等の報告要領

ア 災害時の報告

災害の規模及び性質によって短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は直ちに被害の態様を通報するとともに、災害に対

してとられた措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告

緊急を要するものは電話、口頭等の方法によって行い、事後速やかに防災情報システム及び指定の報告書によって行う。

ウ 被害報告

被害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害者を優先させる。

(2)報告の種類

被害発生の時間的経過に伴い、3段階（災害概況報告、被害状況即報、災害確定報告）に区分する。報告は電話等により行うが、最終報告及び特に指示のあるものについては文書により報告する。（※県の様式に基づく）

(3)防災関係機関の災害情報等の通報

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報（被害状況及び応急対策、救助対策を含む）実施状況のうち、村の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、村本部に通報する。

災害概況即報(発生報告)	災害が発生したとき、直ちに概況を報告する。
被害状況即報(中間報告)	被害状況等の全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間随時その状況を報告する。
災害確定報告(決定報告)	災害応急対策の措置が終了しその被害が確定したとき報告する。

ア 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できない場合(たとえば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)に災害即報様式第1号に基づく内容を県(防災危機管理課)へ沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。

イ 被害状況即報

被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、県地方本部等を経て県災害対策本部総括情報班(防災危機管理課)に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合においては、総務省消防庁へ報告するものとする。

ウ 災害確定報告

被害状況の最終報告であり、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内

に災害報告様式第1号に基づく内容について地方本部等を経て、県災害対策本部総括情報班(防災危機管理課)に報告する。

エ 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害の被害状況について翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県(防災危機管理課)に報告する。

4 災害概況即報の調査

(1) 概況調査方法

大規模な災害が発生した場合、参集途中の職員による情報収集、自治会長及び関係機関等から下表の災害情報を収集し、情報源、地域別、被害種別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

●災害情報

災害の規模、範囲等の情報	地震の規模、震度、範囲、津波情報、気象・水象等情報
被害情報	人的被害、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、港湾、電気、ガス、水道等
避難状況	避難の勧告・指示の状況、警戒区域の指定状況、避難者数、避難所の場所
通信網の確保状況等に関する情報	村関係機関、県、警察、自衛隊等防災関係機関、ライフライン関係機関、報道機関、防災通信無線施設の被災・稼働状況等
道路等交通情報	国道・県道・村道の被災状況、通行不可能場所の把握、交通渋滞等の情報、海上交通情報等
対策情報	消防活動状況、避難所(開設、食料、生活必需品供給情報)、障害物除去状況、応援対策のための物資、資材の供給状況、救助活動、応援・支援状況、医療機関の稼働状況等
その他の情報	大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況、苦情その他の状況等

(2) 概況調査の報告

登庁した職員は、参集途中で収集した情報を別紙様式(概況調査票)に記入の上、総務対策班長へ報告するものとする。ただし、火災や人命に係る場合は、口頭により直接消防本部及び総務対策班長へ連絡し、事後速やかに概況調査票を提出する。

また、被害の全体を把握するため、特に被害が見受けられなかった場合も、被害なしとして報告するものとする。

総務対策班は、各職員より収集した情報(概況調査事項等)を直ちに災害概況即報とし

て災害即報様式1号にて県へ報告する、特に死傷者、住宅被害を優先させる。

(3) 推定による被害情報の把握

大地震等大規模災害時には、通信や交通の途絶等により、効果的な情報収集作業が行えないことから、このような情報の空白空間においては、被害の大まかな様子を推定し、これに基づいて、初動対応を実施しなくてはならない。

従って、参集途中の職員による情報の収集や、公共施設の屋上からの被害調査、情報がない地域へ職員を派遣するなど積極的に情報を収集し、素早く全体の被害状況を推定するものとする。

5 安否情報の提供

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

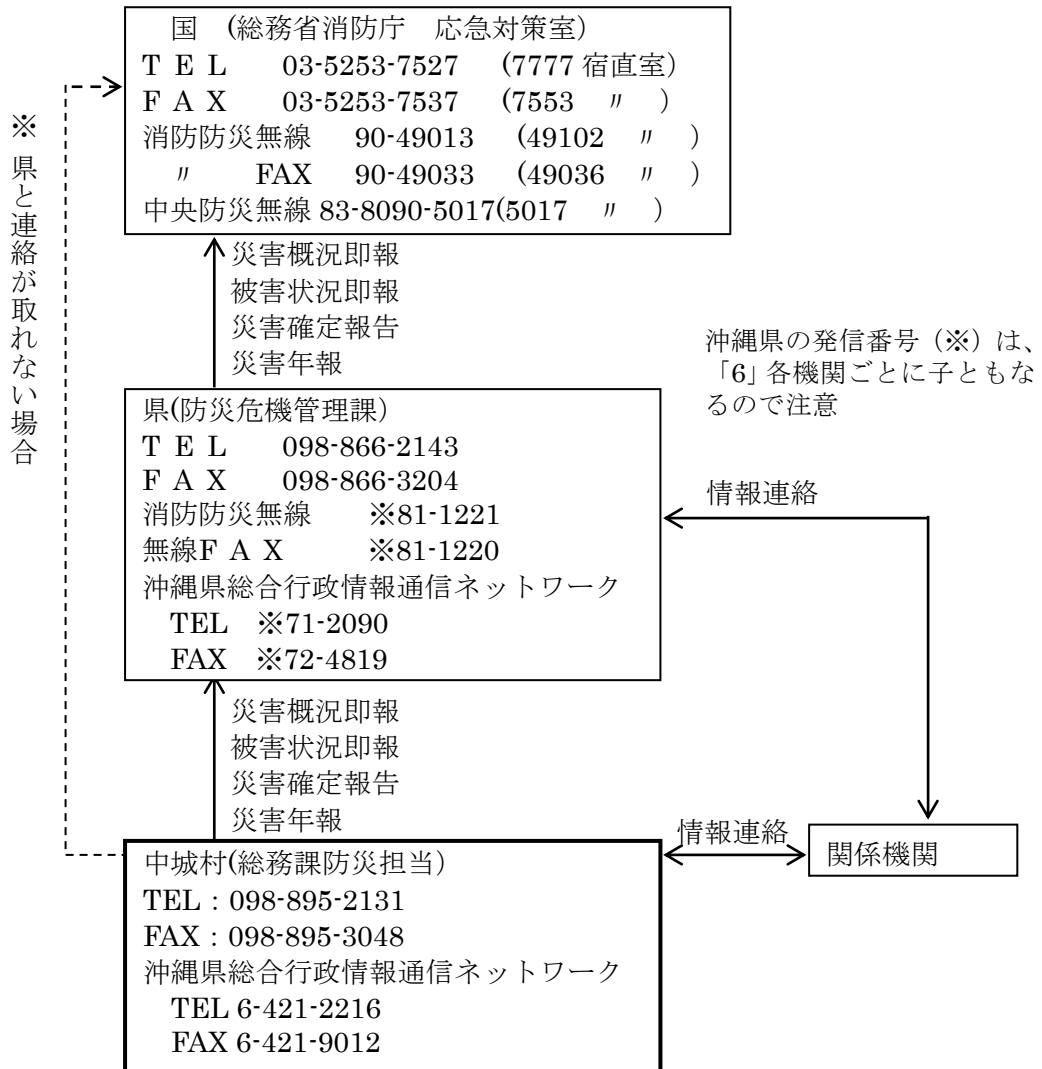
また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

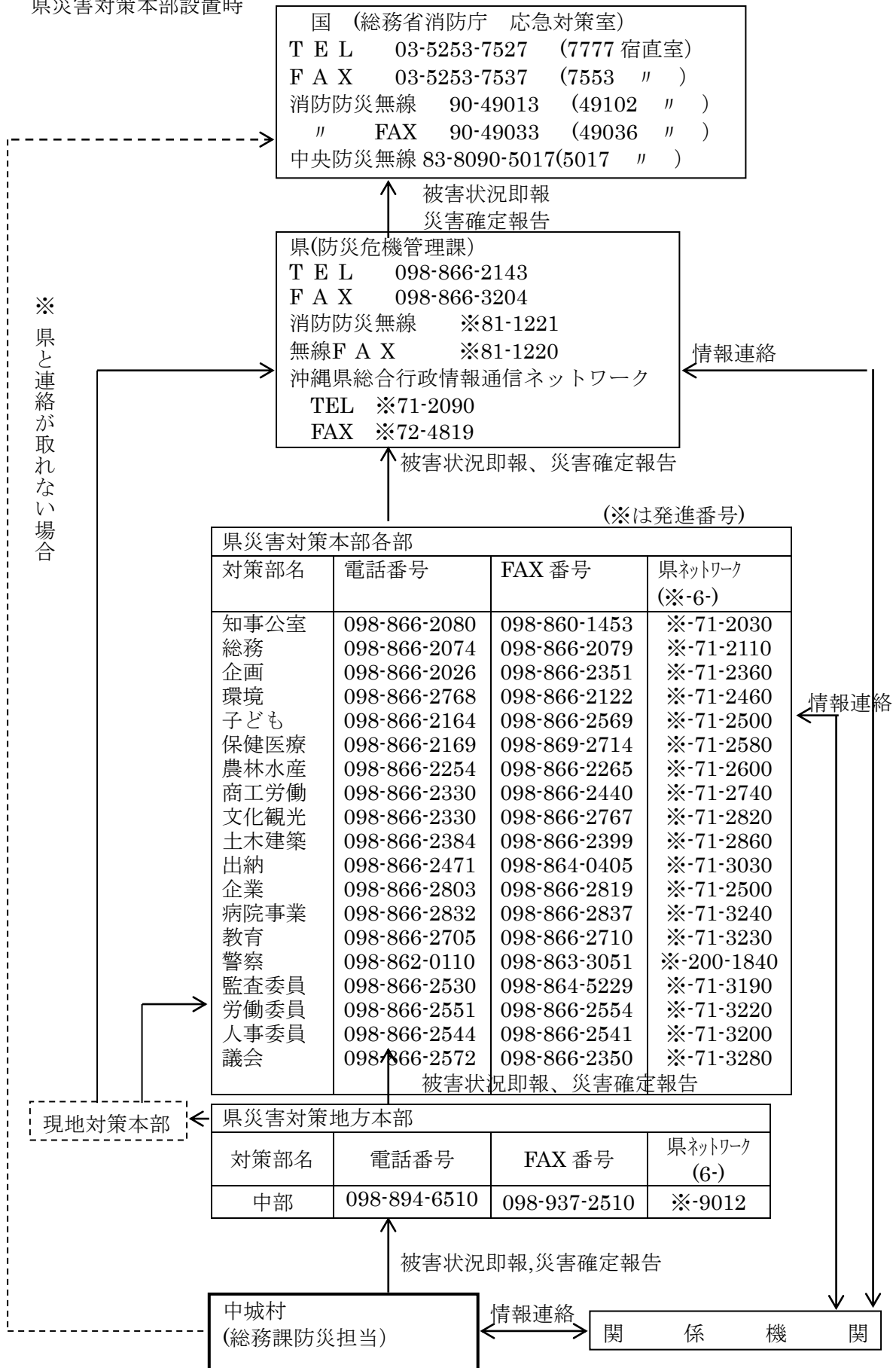
※概況調査票などの様式は、資料編参照

○災害情報連絡系統図

県災害対策本部未設置時



県災害対策本部設置時



〈 災害即報様式 1 号の記入要領 〉

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、村民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

〈 災害即報様式 2 号の記入要領 〉

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合において設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避難の状況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応援要請	応援を要求した市町村名、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。	
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
救助活動の概要	被害者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備考欄	火災の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

別表（第7条関係）

被害状況認定基準

災害により、災害を受けた人的及び物的の被害認定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち30日以上の治療を要する見込みの者をいう。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一の家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損傷が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害程度で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼・半流失)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床から上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により、一時的に居住することができないものとする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。ただし、焼失の場合は故意でないこと。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち、造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

被害区分		認 定 基 準
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
田 畑 の 被 害	田の流失 埋 没	田の耕土が流失し又は砂利等の堆積のため工作が不能になったものとする。
	畑の冠水	植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失 埋 没	田の例に準じて取り扱うものとする。
そ の 他 の 被 害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	院療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道 路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連絡するための河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
崖 崩 れ	山崩れ及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。	

被害区分		認 定 基 準
そ の 他 の 被 害	被害船舶	櫓、櫂のみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水する戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
	り災者数	り災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

【防災関係機関の収集 情報 ・ 連絡系統】

情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
① 人的被害、住居被害、火災状況	<p>村 → 県中部地方本部（総務） → 県本部（総括情報班等）</p> <p>↑ 消防機関</p> <p>警察本部 → ↑</p>
② 道路状況、交通状況	<p>村 → 県中部地方本部（総務） → 県本部（総括情報班等）</p> <p>沖縄総合事務局開発建設部 → 土木建築部 → ↑</p> <p>西日本高速道路株式会社 → 土木建築部 → ↑</p> <p>地方本部（土木） → 土木建築部 → ↑</p> <p>警察本部 → ↑</p> <p>輸送関係機関 → ↑</p>
③ 防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設、滑走路・エプロン等の空港施設の状況	<p>県本部（総括情報班等）</p> <p>村 → 県中部地方本部（農林） → 農林水産部 → ↑</p> <p>県中部地方本部（土木） → 土木建築部 → ↑</p> <p>大阪航空局那覇空港事務所 → ↑</p> <p>沖縄総合事務局開発建設部 → ↑</p>
④ ライフライン、輸送機関状況	<p>ライフライン関係機関 → 県本部（総括情報班等）</p> <p>輸送関係機関 → 県本部（総括情報班等）</p> <p>村（水道） → 福祉部局 → 県本部（総括情報班等）</p> <p>産業部局 → 県本部（総括情報班等）</p>
⑤ 文教施設関係情報	<p>村 → 教育事務所 → 県本部（総括情報班等）</p> <p>↓</p> <p>県立文教施設 → 教育部 → 県本部（総括情報班等）</p> <p>民間文化施設 → 文化観光スポーツ部 → 県本部（総括情報班等）</p> <p>私立学校 → 総務部 → 県本部（総括情報班等）</p>
⑥ その他の施設の状況	<p>村 → 所管部 → 県本部（総括情報班等）</p> <p>村 → 県中部地方本部（総務） → 県本部（総括情報班等）</p> <p>↑ その他の施設</p> <p>県有施設 → 所管部 → 県本部（総括情報班等）</p>
2 対策の実施状況	
① 住民避難の状況	<p>村 → 県中部地方本部（総務） → 県本部（総括情報班等）</p> <p>警察本部 → ↑</p>
② 救援物資、避難所の運営、ボランティア受入れ状況	<p>村 → 県中部地方本部（総務） → 県本部（総括情報班等）</p> <p>救援部門 → ↑</p>
③ その他の対応状況	<p>村 → 県中部地方本部（総務） → 県本部（総括情報班等）</p> <p>関係機関 → 各部 → ↑</p>

第5節 災害広報計画

この計画は、村民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について、必要な事項を定め、もって災害広報の迅速を図るものとする。

1 実施責任者

村長は、村内における災害情報、被害状況、その他の災害に関する広報を行う。担当者は総務対策班及び企画対策班とする。

また、県、本村及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとするとともに、県及び村は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、村民に対する普及啓発に努めるものとする。また、各防災機関は、相互に情報交換を行うよう努める。

2 実施要綱

(1) 各班の広報

各班において、広報を必要とする事項が生じたときは、原則として総務対策班長に文書でもって通知するものとする。

(2) 広報広聴係

総務対策班は企画対策班との共同体制に基づき、各班が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、すみやかに村民及び報道機関へ広報する。また、必要に応じて災害現場に出向き、写真その他の取材活動を実施する。

3 村民に対する広報の方法

(1) 収集した災害情報及び応急対策等村民に通知すべき広報事項は、広報内容に応じ次の方法により行う。

- ア 報道機関の協力により行う広報
- イ 防災行政無線、インターネット、広報車等により行う広報
- ウ 電話、口頭等による個別通知
- エ 写真、ポスター等の提示による広報
- オ エリアメール、SNSなどの活用

(2) 村民からの問い合わせに対する対応

- ア 来庁者に対する広報窓口の設置
- イ 広報車を現地へ派遣し、必要な事項の広報活動を行う
- ウ 専用電話、インターネット等を活用し、広報活動を行う

(3) 要配慮者に対する対応

ア テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う

イ 手話及び外国語通訳を介し、広報活動を行う

4 報道機関に対する情報等の発表の方法

(1) 報道機関に対する情報等の発表の方法は、企画対策班において行うものとする。

(2) 情報等の発表に際しては、広報内容(日時、場所、目的等)を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。また、報道機関との連携が重要であるため報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

(3) 報道機関からの情報連絡員の受入れ

災害時の広報については、報道機関との連携が重要であるため、報道機関は可能なかぎり村に情報連絡員を派遣し、村はそれを受入れる体制を整える。

(4) 報道機関への取材自粛要請

報道機関に対し、必要に応じて 村 災害対策本部や避難所等での取材活動を自粛するよう要請する。

5 広報の内容

広報の内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 気象情報及び予警報等

(2) 災害応急対策状況(交通情報、食糧、生活物資、ライフラインの復旧見込み等)

(3) 不要不急の電話の自粛

(4) 被災者の安否

(5) 空き病院の情報

(6) 二次災害防止のためにとるべき措置

(7) その他必要と認める事項

※報道機関一覧は、資料編参照。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

1 実施責任者

自衛隊に対する派遣要請は、村長が県知事を通じて行う。担当は総務対策班とする。

(1) 災害派遣を要請することができる者(以下「要請者」という。)

- ア 知事・・・・・・・・・・主として陸上災害
- イ 第十一管区海上保安本部長・・・・・・・・主として海上災害
- ウ 那覇空港事務局所長・・・・・・・・主として航空機遭難

(2) 災害派遣の要請を受けることができる者(以下「派遣命令者」という。)

- ア 陸上自衛隊第15旅団長
- イ 海上自衛隊第5航空群司令
- ウ 海上自衛隊沖縄基地隊司令
- エ 航空自衛隊南西航空混成団司令

2 災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条に基づく自衛隊災害派遣の要請基準。

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合。
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合。

3 知事への派遣要請等

(1) 知事への派遣要請

村長は、村域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事(防災危機管理課)に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

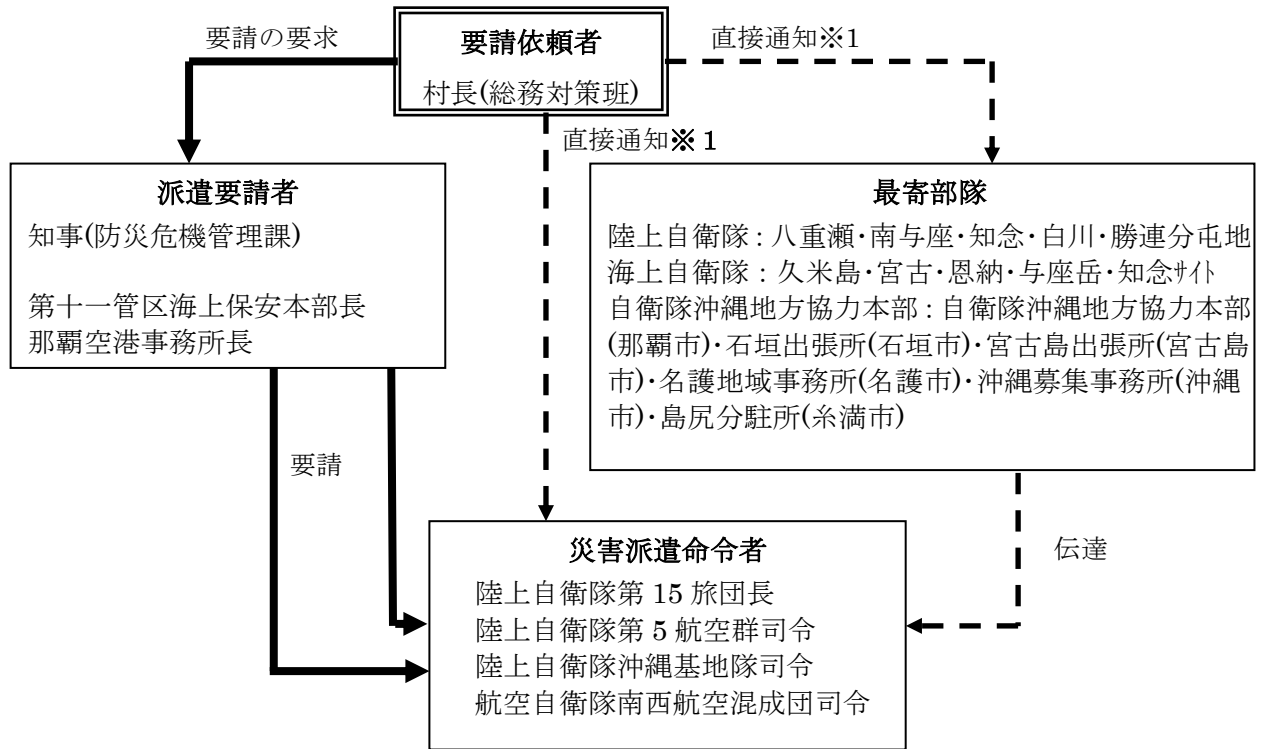
(2) 防衛大臣等への通知

村長は(1)の要求ができない場合には、その旨及び村域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定するものに通知することができる。

なお、村長は通知を行った場合は、速やかにその旨を知事(防災危機管理課)に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定するものは、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

自衛隊の災害派遣要請系統図



※1 県知事等へ要請を要求できない場合
災害派遣命令者の所在地等

	宛先	所在地	実務担当(昼間)		実務担当(夜間)	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水 679	第15旅団司令部第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 2276 ~2279 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政ネットワーク ※6-522-0123	団本部当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 2308 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政ネットワーク※ 6-522-0123
海上自衛隊	第5航空軍司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	群司令部当直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連平敷屋 1920	沖縄基地隊本部 警備課	978-2342 3453 3454 内線 230	当直幕僚	978-2342 3453 3454 内線 244
航空自衛隊	南西航空混成団司令	那覇市当間 301	司令部運用課	857-1191 内線 2236	SOC 当直幕僚	857-1191 内線 2204 2304

急患空輸等の要請者及び要請先(電話：災害時に同じ)

区分	要請の受理及び処理	
	主担当	副担当
離島の急患及び物資空輸	陸上自衛隊第15旅団	航空自衛隊南混団
船舶急患空輸及び海難搜索	航空自衛隊南西混団	海上自衛隊第5空群
		海上自衛隊沖基
海上搜索	海上自衛隊第5空群	航空自衛隊南西混団
	海上自衛隊沖基	

4 要請の内容

災害派遣を要請する場合は、派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急の場合で文書によるいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項(連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無)

5 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難期間等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

- (1) 被災状況の把握(偵察行動)
- (2) 避難の援助(避難者の誘導、輸送)
- (3) 避難者等の搜索、救助
- (4) 水防活動(土のう作成、運搬、積込み)
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開(損壊、障害物の啓開、除去)
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送(救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救護物資の緊急輸送)
- (9) 炊飯及び給水支援
- (10) 救援物資の無償貸付け又は譲与(総理府令第1号(昭和33年1月1日付)による)
- (11) 危険物の保安及び除去(火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去)

(12) その他(自衛隊の能力で対処可能なもの)

6 村の準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようにこれに協力するものとする。

- (1) 災害地における作業等に関しては、村及び県当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設を提供するものとする。
- (4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、出来る限り村において準備するものとする。

7 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア 警察官がその場にはいない場合(自衛隊法第94条)

- ・避難命令等(警察官職務執行法第4条第1項)
- ・土地、建物等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- ・緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令(災害対策基本法第76条の3第3項)(所管警察署長への通知)

イ 村長その他村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

- ・警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令(災害対策基本法第63条第3項)(村長への通知)
- ・他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等(災害対策基本法第64条第3項)
- ・村民等を応急措置の業務に従事させること(災害対策基本法第65条第3項)(村長への通知)

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、村が補償を行う。

ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分(法第64条第8項において準用する同条第1項により通常生ずべき損失)

イ 自衛官の従事命令(法第65条第3項において準用する同条第1項)により応急措置の業務に従事した者に対する損害

8 ヘリポートの準備

(1) ヘリポートの確保について

村は、災害時のヘリポートとして指定できるよう利用可能なスペースの確保に努める。

(2) 受入れ時の準備

ア 離着陸地点には、**H** 記号を風と平行方向に向けて表示(石灰等)するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。

イ 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

ウ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。

エ ヘリポート付近の村民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。

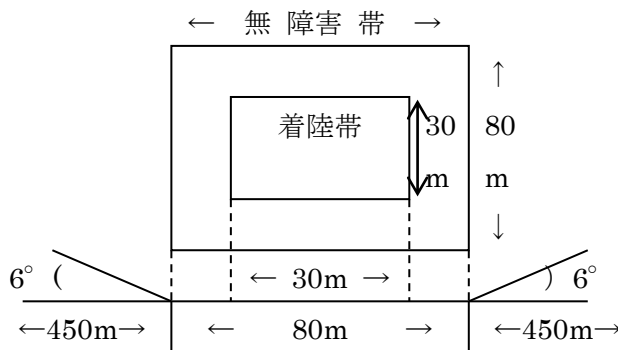
オ 物資を掲載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。

カ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

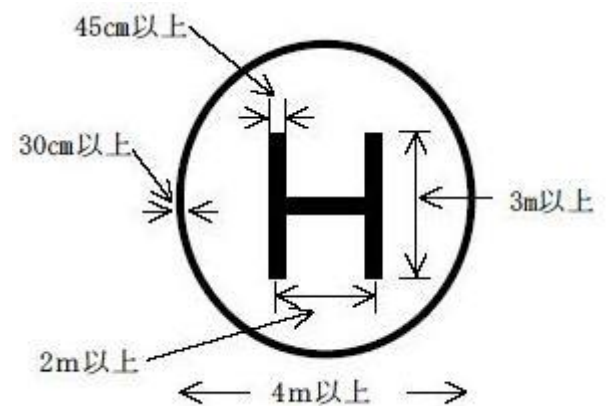
キ 着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

(1) ヘリポートの設置基準

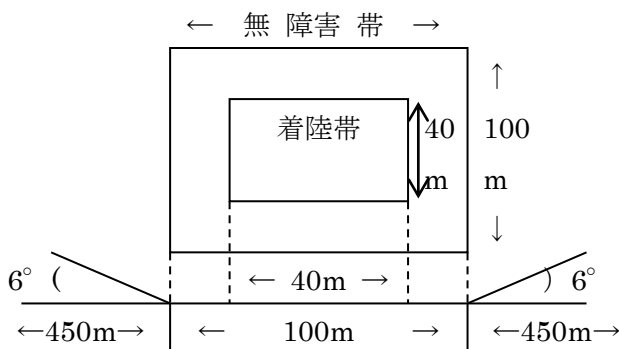
ア 中型機(UH-60JA)の場合



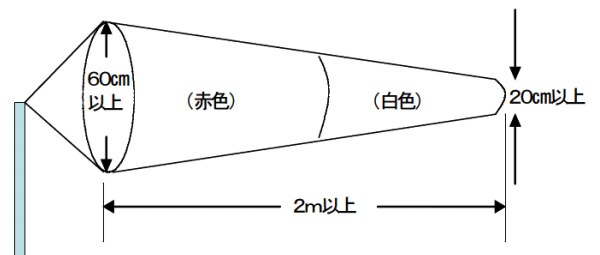
ウ ヘリポートの表示基準



イ 大型機(V-107、CH-47J)の場合



エ 吹き流しの掲揚基準



9 派遣部隊との連絡調整

自衛隊は、災害発生が予想される場合は直ちに要請に応じられるよう、村又は県へ連絡幹部を派遣し、県又は村との調整・連絡にあたる。

災害の発生が予想される場合、県又は村は、自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し、必要な情報の提供に努める。

10 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣する。この場合において派遣命令者は、できるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊等派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

例えば

ア 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報(災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。)を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)から(3)までに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

11 経費の負担区分

- (1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは、村及び県の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定するものとする。

ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による

通話料金

イ 関係公共団体等の宿泊施設に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金

ウ 岸壁使用料

(2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

※自衛隊派遣要請依頼書様式は、資料編参照。

第7節 広域応援要請計画

この計画は、大規模災害発生時において村単独では十分な応急措置が実施できないことが予想されるため、県、隣接する市町村又は指定地方行政機関の職員の応援により災害応急活動の万全を図るものである。

1 実施責任者

この計画による要請は、村長が行う。担当は総務対策班とする。

2 派遣要請方法

ア 隣接市町村の応援要請

村長は、本村の地域にかかる災害が発生した場合において応急措置を実施するために必要があると認めるときは、隣接する他の市町村長に対し職員等の応援を求めるものとする。

イ 指定地方行政機関の職員等

村長は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行うものとする。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職種別人員数
- (ウ) 派遣を要請する期間
- (エ) 派遣される職員の給与、その他の職務条件
- (オ) その他職員等の派遣について必要な事項

ウ 知事への応援の要求

村長は、知事に対し県、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について、イの事項を明示してあつせんを求めるものとする。

エ 民間団体等に対する要請

村長は、応急対策又は災害復旧に応援の必要があると認めたとき、あらかじめ締結した災害時の応援協定に基づき、民間団体等に協力を要請する。

3 応援受入れ体制の準備

村長は、村以外への応援を要請する場合には、県及び関係機関と連絡調整を図り、その受入れ体制を準備するものとする。

第 8 節 避難計画

第 1 款 避難の原則

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある村民等を安全な場所に避難させるための計画は、次によるものとする。

1 実施責任者

避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導等の実施責任者を定めるものとし、避難誘導後は避難指示者と村長が協力して避難誘導を行い、避難所の開設及び収容、保護は村長が実施する。また災害発生により、村が全部及び大部分の応急対策事務の実施が不可能になった場合、知事（総括及び県対策本部情報対策班、県出先機関等）は避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を村長に代わり実施する。また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用し、適切に判断を行うものとする。

(1) 高齢者等避難 = 居住者等に自主的な避難を促す。

高齢者や障害者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、一般住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、特に避難行動に時間を要する要配慮者等に対し、早めの避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を発令する。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第 56 条第 2 項	

(2) 避難の指示 = 危険が目前に迫っているときに行い、勧告よりも拘束力が強い。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第 60 条	
知事	災害全般	災害対策基本法第 60 条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 61 条	村長から要請がある場合又は村長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第 4 条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第 94 条	警察官がその場にはいないとき

知事又は その命を受 けた職員	洪水、高潮 地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第 29 条	

(3) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根 拠 法	備 考
村 長	災害全般	災害対策基本法第 63 条	
警 察 官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 63 条	村長から要請がある場合又は村 長(委任を受けた職員含む)がそ の場にはいないとき
自 衛 官	災害全般	災害対策基本法第 63 条	村長(委任を受けた職員含む)、警 察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	現場での 活動確保	消防法第 28 条 消防法第 36 条	
警察官	火災	消防法第 21 条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又 は要求があったとき
水防管理者	洪水、高潮	水防法第 21 条	

警戒区域の設定には、強制力があり従わない場合には罰則もある。(従って、不必要な範囲にまで設定することがないように留意する必要がある。)設定が考えられる場合として

- ア 災害危険の範囲が広範囲で長期にわたる場合
- イ 応急対策上止むを得ない場合

があり、最近では東日本大震災における福島第一原子力発電所事故(原子力発電所から半径 20km 以内。2011 年 4 月 22 日指定。2012 年 4 月 1 日より順次解除)に警戒区域を設定された。

(4) 知事による避難の指示等の代行

災害の発生により村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を村長に代わって実施する。

(5) 避難所への誘導

避難所への誘導は、避難の勧告・指示、避難準備情報の発表者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は、村長が行うものとする。

なお、災害救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の委任に基づき村長が行うものとする。

2 避難情報の運用

(1) 避難情報の種類及び発令基準例

避難情報の種類等は、以下のとおりである。

種類等 ＜警戒レベル＞	内容	発令基準例	災害の状況及び 住民が取るべき行動	根拠法
高齢者等避難 (村長が発令) 警戒レベル 3	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。	①本村において震度4が観測され、村長が必要と認めたとき ②遠地地震による津波が到達すると予想されるとき(注1) ③村長が必要と認めたとき	・災害発生のおそれあり ・危険な場所から高齢者等は避難	災害対策基本法第56条2項
避難指示 (村長が発令) 警戒レベル 4	急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。	①津波予報区内に大津波警報、津波警報、又は津波注意報(注2)が発表されたとき ②強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、村長が必要と認めたとき ③震度5弱以上の地震が発生したとき ④村長が必要と認めたとき	・災害のおそれが高い ・危険な場所から全員避難	災害対策基本法第60条第1項
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しよう	-	-	災害対策基本

	<p>としている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。</p> <p>なお、災害対策基本法第 116 条により従わなかった者には罰則が規定されている。</p>		<p>法第 6 3 条</p>
--	--	--	---------------------

- ※1：「避難情報の発令」に際しては、発令対象区域は適切に絞り込む必要がある。
- ※2：警報級の現象が 5 日先までに予想されている場合には、「警戒レベル 1（5 段階）」に当たる「早期注意情報」が発表される。
- ※3：大雨注意報、洪水注意報、氾濫注意情報などが発表された場合は、「警戒レベル 2（5 段階）」となる。
- ※4：大津波警報、津波警報等が発表された場合には、段階的に災害の切迫度が高まる洪水等、土砂災害、高潮と異なり、一刻も早く危険な地域から高台への避難が必要なため、が発表されたときは、基本的に「高齢者等避難」及び「緊急安全確保」は発令せず「避難指示」を発令し、指定緊急避難場所等への立退き避難を促すこととする。

3 避難情報等の伝達

- (1) 高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定の伝達事項
 - ア 発令者
 - イ 避難・指示、警戒区域の設定の理由
 - ウ 避難日時、避難先及び避難経路
 - エ 避難にあたっての注意事項
 - (ア) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
 - (イ) 会社、工場にあたっては浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガスの保安措置を講じること。
 - (ウ) 避難者は、一人当たり 3 日分の食糧、日用品及び衣類等を携行すること。

(エ) 避難者は、必要に応じ防寒用雨具を携行すること。

(2) 伝達の手段

- ア 放送による伝達(緊急有線放送による一斉放送)
- イ 防災無線による伝達
- ウ 広報車の呼びかけによる伝達
- エ 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達
- オ ホームページ等のインターネット、SNS 等による伝達

(3) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、おおむね次のように必要な事項を関係 機関へ通知する。

<機関別通知の種類>

勧告・指示者 警戒区域の設定者	必要措置(関係機関への通知)	備 考
村 長	村長 → 県知事(防災危機管理課)	災害対策基本法
知 事	県知事(防災危機管理課) → 村長	災害対策基本法
	県知事(海岸防災課) → 所轄警察署長	地すべり等防止法
警察官	警察官 → 所轄警察署長 → 村長 → 県知事 (防災危機管理課)	災害対策基本法
	警察官 → 所轄警察署長 → 県警察本部長 → 県知事(防災危機管理課) → 村長	警察官職務執行法
自衛官	自衛官 → 村長 → 県知事(防災危機管理課)	自衛隊法
水防管理者	水防管理者 → 所轄警察署長	水防法

(4) 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

村は、「避難情報に関するガイドライン」(令和 3 年度)をふまえつつ、「避難情報等の判断・伝達マニュアル」を作成することとする。

3 放送を活用した避難情報の伝達

村及び県は、村長が避難指示等を発令した際には「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」(平成 17 年 6 月 28 日)に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難指示等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達することとする。

(1) 伝達ルート

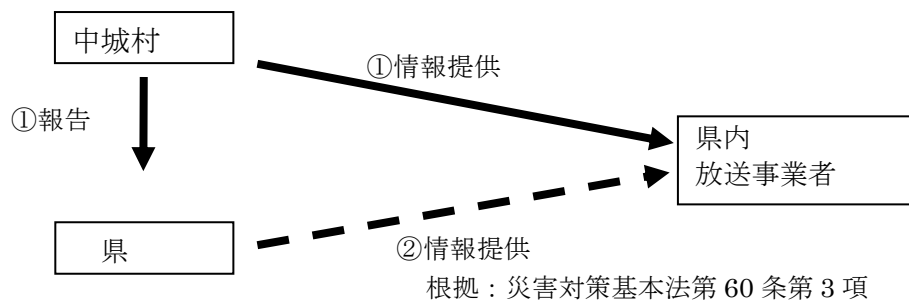
ア 原則、村から県及び放送事業者双方へ同時に情報を伝達することができるよう伝

達ルートを確認する。

イ 直接、村から放送事業者への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由した伝達ルートを確認する。

ウ 県は村から避難指示等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、市町村から報告があったことについて、情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。

エ 避難指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者に情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。



(2) 伝達手段

ア 原則として、伝達手段は FAX 及び電話とする。

イ 村は、迅速に FAX 送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者の FAX 番号等を FAX に登録しておき、一斉送信できるようにしておく。

ウ 県は、村から避難指示等の報告を FAX 及び電話により受けた場合は、県から放送事業者及び沖縄気象台に対して、その旨を速やかに FAX 及び電話により連絡する。

エ 村及び県は、災害時の状況により FAX での伝達手段が困難な場合は、電話のみによる伝達も可能とする。

オ 村及び県は、上記エにより情報を伝達した場合、FAX による情報伝達が可能となったとき、同一情報を速やかに FAX で放送事業者提供しなければならない。

[通信回線]

(ア) 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク

(イ) 公衆回線

(ウ) 非常通信ルート

4 避難の誘導

(1) 避難の優先順位

避難にあたっては、要配慮者(高齢者、幼児、障がい者、病人、妊産婦等)を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は、総務対策班及び消防対策班が中心となっていくものとする。

ア 避難にあたっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速を図るものとする。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導にあたっては、混乱を避けるため地域の実情に応じた避難経路を2ヶ所以上選定しておくものとする。

エ 避難行動要支援者の避難については、具体的な避難支援計画を整備して実施するものとする。

オ 避難した地域に対しては事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確認するものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、避難行動要支援者の避難支援計画に基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、本村は可能な限り支援を行う。

(4) 避難後の措置

避難した地域において、事後速やかに避難もれや要救出者の有無を確認する。

(5) 二次災害の防止

余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための措置をとるものとし、災害発生のおそれのある場合には速やかに適切な避難対策を実施する。

5 避難所の開設及び収容・保護

(1) 避難所の設置・開設

避難所の設置については、集団的に収容でき、炊出し可能な既存の施設を利用し、その他の被害状況等の条件を考慮して、適切と認めるものを避難所として開設する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(2) 収容の対象者

避難所に収容し得る者は、避難指示、警戒区域の設定を受けた者及び災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者とする。

(3) 開設の期間

避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内(災害救助法適用)とする。

(4) 避難場所の変更

地域別の避難予定場所は、あらかじめ指定しておくものとする。なお、災害の種類及び被害状況等により、避難場所を変更し又は新たに設置するものとする。この場合は、その旨村民に周知を図るものとする。

(5) 避難所の不足

被害が激甚のため既存の建物による避難所の利用が困難な場合は、県(県民生活班)と協議し隣接市町村に収容を委託し、あるいは建物又は土地を借り上げて設置するものとする。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保(緊急的な福祉避難所としての活用含む)に努めるものとする。

※ 避難所・避難場所の一覧については資料編を参照

(6) 費用

村が避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費とする。

6 福祉避難所の指定及び運営設置

要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設(指定避難所における緊急的な活用含む)するものとする。

なお、今後も福祉避難所の指定に向けて民間事業等との協定締結なども含めて検討を行うものとする。村内で不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

7 避難者の移送

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、本編の「交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

8 避難所の運営管理

村は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア、専門性を有したNPOなどの支援者等の協力を得て実施することとする。

【避難所の運営管理要領】

管理事項	実 施 内 容
① 避難者に係る情報の把握	<p>村は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。</p> <p>また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。</p>
② 避難所の環境	<p>避難所における生活環境は、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等、以下のとおり各視点から配慮し注意を払うことで、常に良好な運営に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保のための段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>ウ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p>

	オ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。
③ 避難所の統合・廃止	対策本部は、被災地区の状況に応じ、避難所の統合及び廃止を行う。

9 避難長期化への対策

村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

10 県有施設の利用（市町村）

村は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。県は、本村から県有施設の一時的な使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

11 船舶の利用（市町村、第十一管区海上保安本部）

大規模な災害により避難所が不足する場合、本村は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

村から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

12 在宅避難者等の支援（市町村）

村は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

13 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

(1) 学校

村教育委員会又は学校長は、避難指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童生徒の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ次の事項について定めておくものとする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難先

- エ 避難誘導者及び補助者
 - オ 避難誘導の要領
 - カ 避難後の処置
 - キ 事故発生に対する処置
 - ク その他必要とする事項
- (2) 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は避難指示権者の指示に基づき、当該施設の収容者の避難対策が速やかに実施できるようにあらかじめ学校の場合に準じて定めておくものとする。

※避難者カード、避難者名簿の様式は、資料編を参照。

〈避難場所・避難所の設置基準〉

区分	分類定義	指定・整備	備考
広域避難場所	大地震時に周辺地域から避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や危険物、建物倒壊等から避難者の生命を保護するために必要な面積を有し、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。	総面積 10ha 以上の公園、緑地、グラウンド、校庭、公共空地等で、市街地火災からの輻射熱に対して安全な面積が確保できること。 収容人口は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案して、安全な面積に対し 1 人あたり 1 m ² を確保して算定すること。	本村には、総面積 10ha 以上の公園等の敷地がないため、ある程度の面積を有し、市街地火災からの輻射熱に対して安全が確保できる公園等の敷地とする。
一時避難所	広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつ公園、緑地、団地の広場等をいう。	学校のグラウンド、境内、公園緑地、団地の広場等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。 一定の地域単位に臨時応急的に集合を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。	
避難路	広域避難場所へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の村民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。	広域避難場所に通じる道路又は緑道であること。 災害時に一部不通となる場合に備え、代替えの避難路にも配慮すること。	
避難所	小規模災害	火災や危険物等による局地的な災害により、家屋等に現に被害を受けた者又は受けるおそれがある者を一時的に公民館など既存建物等に収容し保護することである。	避難所の範囲：災害・住宅被害等を受けた者、受けるおそれのある者で、緊急に避難するときを含む。
	大規模災害	地震等の大規模災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は受けるおそれがある者を一時的に学校等既存の公共建物等に収容し保護するところである。	
津波災害時の避難場所	緊急避難ビル	津波危険予想区域の避難時における緊急性を考慮し、避難距離が特に短い場所とする。 3 階以上の建物や高台等の高所で、安全な場所を確保する。	既存の建物や場所から高所を確認。
	収容避難場所	津波による災害から避難者を安全に収容し保護するために、必要な面積と施設を有する二次的広域避難場所である。	

※避難所一覧等は、資料編を参照。

第2款 津波避難計画

災害が発生し、又は津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、本節に前述している対応によるものとする。

(1) 実施責任者

津波から避難するための避難情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、本節の「1 実施責任者」のとおりとする。

(2) 避難指示等の発令

避難指示等の運用については、本節の第1款「2. 避難情報等の運用」のとおりとする。村は、「津波避難計画策定指針(沖縄県)」等を基に今後津波避難計画を作成し、その定めにより、以下の点に留意して、津波災害警戒区域等に対し、避難指示等の発令にあたる。また、発令基準については、「避難情報に関するガイドライン」を参考に、避難指示等を発令するものとする。

ア 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。

イ 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

ウ 津波警報・避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

エ 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

(3) 避難場所

避難先は、津波浸水想定区域外の安全な高台などの一時避難場所や津波対応の避難所とする（津波対応避難所は19箇所、一時避難場所10箇所）。

ア 住民等の避難誘導

本節の「避難実施の方法」に準じて実施するものとする。

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、水防団員、警察官及び村職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障害者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

(2) 避難所の開設・収容保護

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容するものとする。避難所の開設・収容保護については、本節の前述のとおりとする。

第3款 広域一時滞在

(1) 広域一時滞在の協議等

ア 本村が被災した場合の協議

村が被災した場合、村長（協議元市町村長）は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長と協議する。

イ 知事への報告

村長（協議元市町村長）は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

ウ 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受け入れ

被災した他市町村から協議を受けた場合、村長（協議先市町村長）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受け入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

エ 公示及び報告

本村が被災した場合、村長（協議元市町村長）は受け入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

オ 広域一時滞在の終了

本村が被災した場合、村長（協議元市町村長）は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

カ 国による広域一時滞在の協議の代行

村が被災し、その全部又は大部分の事務等を行うことが出来なくなった場合に、県と協議して被災者の救助・救援活動等を維持する為、急を要する措置及び一時滞に係る協議を国が代行するものとする。

また、村がその大部分の事務を行うことができることと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を国から中城村が引き継ぐものとする。

キ 県外広域一時滞在の協議等

①県外受入れについての協議の要求

村長は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

②公示、報告

村長は、被災住民受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

③広域一時滞在の終了

村長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

ク 県外広域一時滞在の受入れ

県外の他市町村から本村への広域一時滞在の要請があつた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

第9節 観光客等対策計画

1 実施責任者

観光客対策の実施は、観光施設等の管理者及び中城村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、本章の「第8節避難計画」のとおりである。

2 避難情報の伝達及び避難誘導

(1) 村の役割

津波情報や避難指示等の避難情報を住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。また、村職員、消防団員等により海岸等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来訪者に最寄り高台及び指定避難場所への避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や指定避難場所などの安全な場所に誘導する。なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や村の避難情報を把握した交通施設の管理者は、旅客に対し避難を呼びかけ、高台や指定避難場所等の安全な場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な緊急避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3 避難収容（中城村、県、観光施設管理者）

(1) 収容場所の確保

村は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保するものとする。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

なお、県に対して県有施設の一時使用について要請するとともに、国及び関係団体等に施設の利用を要請するものとする。また、国や県、関係団体の施設はあるものの、村有の施設がない場所については、避難場所としての一時使用について協議していくものとする。

(2) 安否確認

村は、観光施設の管理者、観光関係団体、警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

(3) 飲料水・食糧等の供給

本村及び観光施設の管理者は、可能な限り飲料水・食糧等を供給する。

4 帰宅困難者対策（中城村、県）

（1）情報の提供

村及び県は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食糧等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

第10節 要配慮者対策計画

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の療育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの災害対応能力の低い、いわゆる要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

特に、要配慮者のうち災害時における避難の際に支援が必要な者、いわゆる避難行動要支援者については近隣での助け合いが重要であり、災害発生前からの取り組みが重要視されている。

このため、村、関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、災害対策基本法や内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて、平素より連携して避難行動要支援者の安全を確保するための対策を行う。

なお、避難行動要支援者の具体的な支援については、中城村避難行動要支援者支援プラン（全体計画）などで別に定める。

◆避難行動要支援者支援プランに記載する主な事項

- 避難行動要支援者の対象範囲
- 避難支援の優先度
- 支援体制の整備（村、地域、社会福祉施設など）
 - ・避難行動要支援者の対象範囲別に必要な避難支援（避難誘導から透析患者への支援、精神疾患患者の服薬確保、医療保護入院等）
 - ・避難支援を実施するための体制整備
- 個別計画の策定
- 避難所の支援体制
- 関係機関との連携

1 実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第8節 避難計画」のとおりである。

2 避難行動要支援者の避難支援

村は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき作成した中城村避難行動要支援者支援プラン等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員児童委員等の避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

3 避難生活への支援

(1) 避難時の支援

村は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、県は、村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

(2) 応急仮設住宅への入居

村は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

4 外国人への支援

村は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第 1 1 節 消防計画

1 実施責任者

火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防の実施は村が行う。また、本計画に定めるものの他、中城北中城消防本部における「消防計画」に準ずるものとする。

2 相互応援計画

村内において火災、その他の災害による非常事態が発生した場合は、必要に応じ「沖縄県消防相互応援協定」又は、中城海上保安署、日本道路公団、バドラー基地消防本部等との「消防相互応援協定」等に基づき近隣市町村等に応援を要請するものとする。

3 消防業務の内容

(1) 火災の予防・警戒

多数の者が勤務又は出入する建物の他、防火対象物及び危険物の製造・貯蔵・取扱所等を重点的に、随時予防査察を実施することとし、一般建物等については全国火災予防運動等の実施に努めるものとする。

防火対象物の管理者は、政令に定める防火管理者を定め、当該防火対象物についての消防計画を作成し、届出を履行するものとする。

(2) 消防体制・出動の確立

ア 消防署は、常に村内の火災発生に備えて何時でも出動できるように待機の態勢を保つものとする。

イ 火災又はその他の災害が予想される警報が発せられた場合、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御にあたる。また、非番員等は、上司の指示に従い、必要に応じて現場あるいは消防本部に出勤し勤務に就くものとする。

ウ 消防団員は、定期訓練等を実施し、火災出動、その他の災害発生時に、いつでも出動できる態勢をとることとする。団員の出動は電話連絡等をもって行うものとする。

(3) 火災原因及び被害調査

火災原因及び被害調査の結果は、村長へ消防長からの報告を確認するものとする。

第 1 2 節 救出計画

1 実施責任者

村をはじめとする救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施する。また、被災地の地域住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2 救出の方法

被災者の救出は、村においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して救出に必要な器具を借り上げる等、情勢に応じた方法により実施するものとする。

- (1) 村は、本来の救助機関として救出に当たるものとする。また、村のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。
- (2) 地域住民は可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3 救出用資機材の調達

地域に備蓄された救出用資機材を使用するとともに、沖縄県建設業協会と協定を結び救出に必要な重機配備を要請する等の方法により、救出用資機材を調達する。

4 惨事ストレス対策

各救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第 1 3 節 医療救護計画

この計画は、この計画は、災害のため医療機能が停止し、又は著しく不足し、あるいは混乱したため、災害地の住民が医療の途を失った場合に応急的に医療及び助産、又は乳幼児の救護を行い、罹災者の保護を図るためのものである。地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、村、県及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

1 実施責任者

災害のための医療及び助産のみちを失った者に対する医療及び助産は、医療関係機関の協力を得て、村長が行う。担当は、健康保険対策班が行う。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 医療体制

(1) 医療及び助産は健康保険対策班が、災害の規模及び患者の発生状況によって日本赤十字社沖縄県支部、中部地区医師会、その他の協力を得て行うものとする。

(2) 医療班の編成は次のとおりとする。

医師 1 人、看護師又は保健師 2 人、事務職員 1 人(必要により運転手 1 人)

(3) 応急救護所・臨時救護所の設置

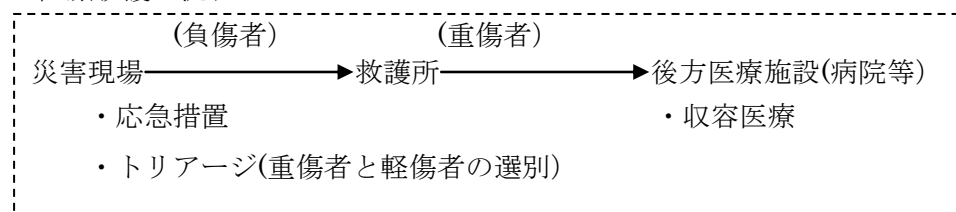
医療班は被災者の収容所その他の適当な地点に応急救護所を設けるとともに、村内及び近隣市町村の病院、診療所等の施設を利用して臨時救護所を設ける。ただし、必要に応じて巡回救護を行う。

(4) 委託医療機関等による医療

医療班による救護ができない者、又は医療班による救護が適当でない者については、国立、国立病院機構及び公立の病院、診療所、村内及び近隣市町村の病院、診療施設における入院治療施設において救護を行う。

(5) 医療救護の流れと体制確立

ア 医療救護の流れ

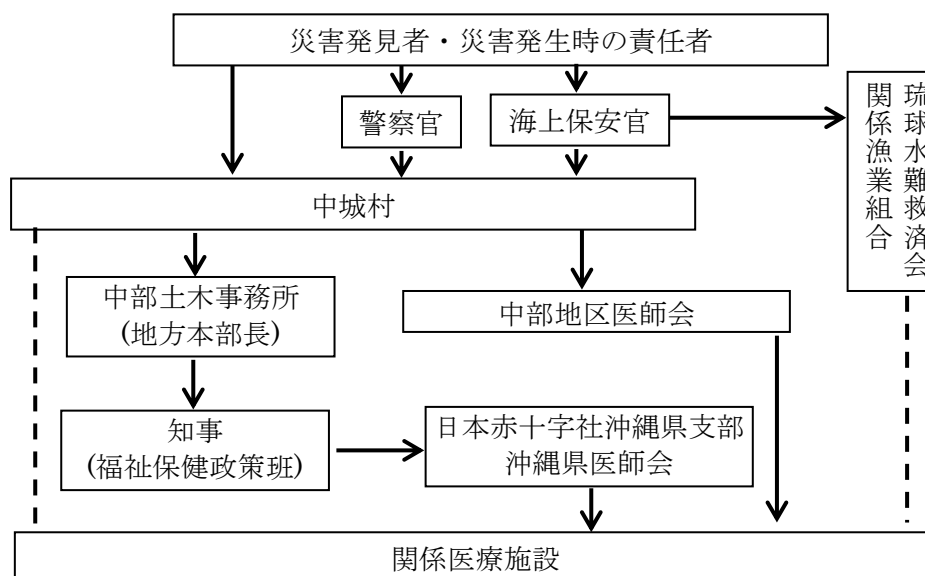


※ 後方医療施設とは、救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急病院等

イ 本村の業務内容

- (ア) 現地における応急的医療施設の設置及び管理
- (イ) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- (ウ) 日本赤十字地区長、分区長に対する出動要請
- (エ) 地区医師会に対する出動要請

災害発生時の通報連絡系統



※ 通報内容 ①事故等発生(発見)の日時 ②事故等発生(発見)の場所
③事故等発生(発見)の状況 ④その他の参考事項

3 助産体制

(1) 医療班等による助産

助産は原則として産科医を構成員とする医療班が当たるものとする。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うことも差し支えないものとする。

また、医療班の編成派遣、構成及び救護所の設置については、医療の場合と同様にする。

(2) 委託助産機関による助産

医療班等による救護ができない者又は医療班等による救護が適当でない者については、国立、国立病院機構及び公立の病院、診療所、助産所、村内及び近隣市町村の産科を有する病院、診療施設において救護を行う。

(3) 医療、助産の費用及び期間（災害救助法が適用された場合）

【費用及び期間の基準】

区 分	費 用	実施期間
医 療	① 救護班による場合 薬剤、治療材及び破損した医療器具の修繕費用の実費 ② 一般の病院又は診療所の場合 社会保険の報酬額以内 ③ 施術者による場合 協定料の額以内	災害発生の日から 14日以内
助 産	① 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 ② 助産師による場合 慣行料金の80%以内	分娩した日から 7日以内

4 医薬品、衛生材料の確保

(1) 医薬品等の調達

医療及び助産施設のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療班の手持品を使用するものとする。ただし、手持品がなく又は不足し、本村において確保が困難な時は、県(薬務衛生班)に確保、輸送の要請を行う。

救護所における医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、各編成施設の当該班の所持品を使用するものとするが、手持ち品が不足の場合は中部地区医師会（（社）中部地区医師会立成人病検診センター）等において調達補給するものとする。

また、当該地域での調達確保が困難な場合、県（薬務衛生班）において確保・輸送の要請を行う。

(2) 血液製剤の確保

災害時における本村で、輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう県（薬務衛生班）を通し、沖縄県赤十字血液センターへの輸血用血液製剤の確保・要請に努めるものとする。

6 救急搬送

ア 村が実施する傷病者の搬送

村実施する傷病者の搬送は、原則として村及び消防機関の救急車両等により行う。道

路の不通等により、ヘリコプターでの搬送が必要な場合は、県に対し、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

イ 県が実施する搬送調整

県医療本部は、地域医療本部及び被災地内医療機関等から搬送の要請があった場合は、搬送先を決め、消防機関等へ通知するとともに、県本部と搬送のための輸送手段（車両、ヘリ等航空機及び船舶）等について調整する。

7 被災者の健康管理とこころのケア

村は、県及び関係機関と連携して、避難所等における被災者の健康状態の把握に努めるものとする。なお、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

また、大規模な災害において大多数の被災者が精神的ダメージを受け、本村における「こころのケア」が必要となることが予測されることから、県と連携を図りながら保健所やその他施設に相談窓口を設け、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員等による救護活動を実施するものとする。

8 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害等により傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療を実施できるよう努める。

(1) 救急医療の対象と範囲

本計画に想定され、災害対策基本法に規定する又はこれに準ずる災害・事故等により、傷病者が50人以上に及ぶ災害とする。ただし、災害発生の場所、医療施設の状況等の実情により本村において対象傷病者数の基準を引き下げもしくは引き上げることができる。

(2) 救急医療体制の確立

県、村及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等を整備することにより、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援の派遣等を行うよう努める。

村が実施する内容は、以下のとおりとする。

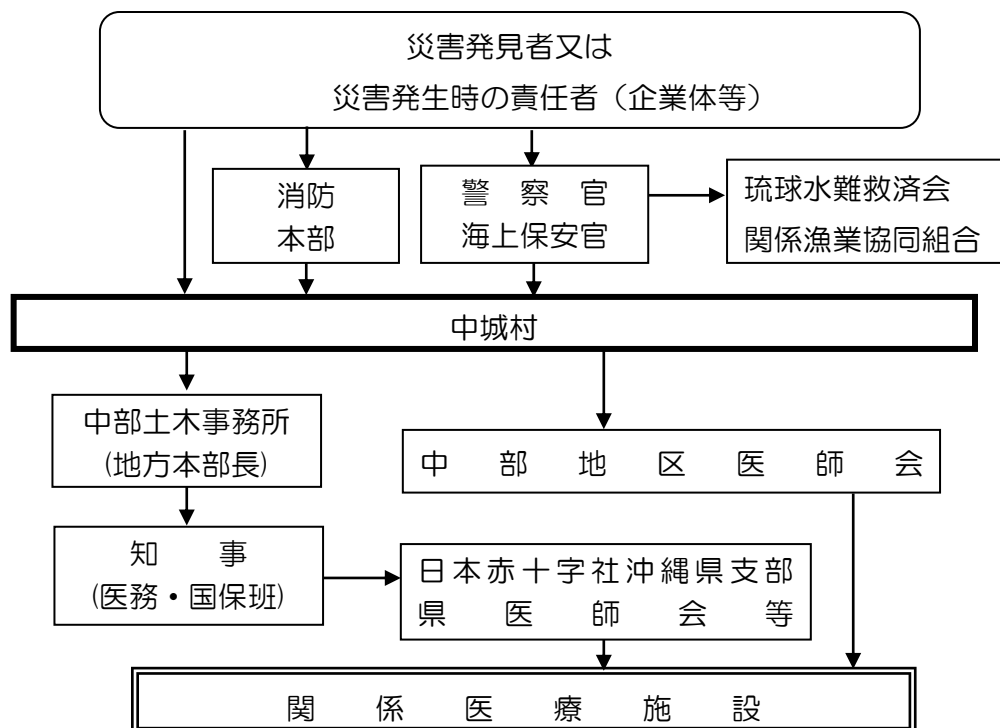
- ア) 現地における応急的医療施設の設置及び管理
- イ) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ウ) 日赤地区長、分区長に対する出動要請
- エ) 中部地区医師会に対する出動要請

(3) 医師等医療関係者の出動要請の流れ

村長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模・内容等を検討し、知事は日本赤十字社沖縄県支部長、県医師会長及び国・国立病院機構、公立医療施設の管理者へ医療班の出動を要請するとともに、自らの医療班を派遣するとともに、日赤地区長、分区長及び地区医師会長へ医療班の出動を要請する。

要請を受けた日本赤十字社沖縄県支部長、県医師会長、国・国立病院機構立医療施設の管理者、日赤地区長、分区長及び地区医師会長は直ちに医療班を派遣する。

【集団的な傷病者発生の通報連絡系統】



【 通報内容 】

- ① 事故等発生（発見）の日時
- ② // の場所
- ③ // の状況
- ④ その他、参考事項

第 1 4 節 交通輸送計画

この計画は、災害時における交通の確保並びに被災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送について、交通の危険及び混乱を防止するとともに、安全確保と輸送等を確実に行うものとする。

1 実施責任者

交通規制は、次の区分により実施する。

実施区分	規制種別	規制内容	根拠法
道路管理者	危険箇所	災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。	道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)第 46 条
公安委員会	危険箇所	災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。	道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)第 4 条
	緊急輸送	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間)を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。	災害対策基本法 第 76 条
海上保安本部	特定港湾及び危険箇所 災害緊急輸送	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶交通安全のための必要があると認めるとき。 2 海難の発生、その他の事情により、特定港内において船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき又は混雑緩和に必要なとき。 3 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき。 	港則法 (昭和 27 年法律第 174 号)第 37 条 及び 海上保安庁法 (昭和 23 年法律第 28 号)第 18 条

2 規制措置の内容

(1) 危険箇所における規制

村、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置するものとする。

(2) 緊急輸送のための規制

災害が発生した場合において、村長及び警察、消防等防災関係機関が災害応急対策に従事する者又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他の応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、輸送機関及び県公安委員会は次により適切な措置をとるものとする。

ア 緊急輸送機関の措置

災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

イ 公安委員会の措置(制限の必要を認めたとき)

(ア) 緊急車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した様式1による表示及び適当な迂回路の表示を所定の場所に設置するものとする。

(イ) 上記の通行禁止、又は制限を使用とするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(ウ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

3 規制に係る措置

(1) 交通規制等の禁止・制限の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限(以下「通行禁止等」という。)を行なったときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させるものとする。

(2) 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を通知する。

ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該管理者に通知するいとまがないときは、

事後において速やかに通知するものとする。

(3) 発見者等の通報

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに村長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けたときは警察官にあつては村長へ、村長にあつてはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知するものとする。

(4) 車両運転者の責務

災害対策基本法第 76 条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 道路区間及び区域に係わる通行禁止がなされた場合

道路区間や区域に係わる通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所へ移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ 警察官の指示を受けた場合

その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

(5) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等

ア 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係わる区域又は道路の区間(以下「通行禁止区域等」という。)において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他物件付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じることができる。

また、警察官は命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ 自衛官・消防職員による措置命令等

災害による危険発生又は発生するおそれがあると認められるとき、警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(6) 道路管理者の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車

両の移動等を行うものとする。

(7) 交通施設の応急対策

交通施設の災害応急対策は、本章の公共土木施設応急対策計画の定めるところとする。

4 緊急輸送

(1) 緊急輸送の実施責任者

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は村長が行う。ただし、次の場合は県が緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

ア 災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合

イ 輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合

(2) 緊急輸送の対象

優先段階	対象内容
第1段階	1 救助、救急、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資 2 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員、物資等 4 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5 緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	1 第1段階の継続 2 生命維持に必要な物資(食糧・水等) 3 傷病者、被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階	1 第2段階の継続 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

(4) 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案し、適当な方法によるものとする。

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を構ずるものとする。

ア 道路輸送

(ア) 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及び運転者確保の順位

- a 応急対策を実施する機関に属する車両等
 - b 公的団体に属する車両
 - c 営業用の車両等
 - d 自家用の車両
- (イ) 緊急通行車両の事前届出

- a 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、本村において緊急通行車両の事前届出を県公安委員会へ提出し、届出済証の交付を受けるものとする。県公安委員会は、緊急通行車両に係わる業務実施の責任を有し、緊急通行車両の事前届出整理簿の登載を行う。

- b 緊急通行車両の標章及び証明証

緊急通行車両の使用者は、知事又は県公安委員会より標章及び証明証の公布を受け、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

- c 標章の掲示

緊急通行車両の交付を受けた車両は、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示するものとする。

※車両通行止・緊急車両通行車両標章及び証明書、緊急通行車両標章、緊急通行車両確認証明書の様式については、資料編参照。

- (ウ) 村有車両の確保

災害輸送のための村有車両の確保は、総務対策班において行い、各班長は、車両を必要とするときは、総務対策班長に次の事項を明示して配車を要請するものとする。

- | |
|------------------|
| ① 輸送日及び輸送区間 |
| ② 輸送対象の人数、品目及び数量 |
| ③ その他必要な事項 |

- (エ) 村有車両以外の車両の確保

村有車両のみによっては、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、村長は県及び関係機関に対し、車両の調達を要請する。

- (オ) 費用の基準

- a 輸送業者による輸送又は車両の借上げは、通常の実費とする。

- b 官公署その他公共機関等所有の車両使用については、燃料費程度の負担とする。

イ 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ、輸送を実施するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (ア) 県有船舶による輸送を必要とするときは、県(総括情報班)に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。

- ① 災害の状況及び応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする期間
- ③ 応援を必要とする船舶数
- ④ 応急措置事項
- ⑤ その他参考となるべき事項

- (イ) 第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事(総括情報班)に対し要請及び要請後の措置を行う。(本章第 6 節自衛隊災害派遣要請計画による要領に準じる。)

- (ウ) 民間船舶による輸送

村長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

- (エ) 空中輸送

- a 空中輸送の実施及び要請等

災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の実施を行うものとする。また、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請については、本章自衛隊災害派遣要請計画による要領に準じるものとする。

- b ヘリポートの整備

空中輸送(緊急患者空輸、物資の空輸等)を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑化を図るものとする。

- (オ) 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路につ

いて検討し、地域住民の強力のもと迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。

(カ) 広域輸送拠点の確保

村は、県が輸送する救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第 15 節 治安警備計画

災害時における村民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を目的に対策を図るための治安警備計画は次によるものとする。

1 災害時における警察の任務

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために村民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、村民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

2 災害時における警備体制

(1) 警察

警察が行う災害時における警備活動のうち、本村の関係のある事項は、県防災計画及び沖縄県警察災害警備実施要綱によるものとする。

(2) 村長

村長の措置	措置内容
災害応急措置	村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力するものとする。
協力要請	村長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行うものとする。
出動要請	村長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。

第 16 節 災害救助法適用計画

この計画は、災害に際して災害救助法を適用し、応急的及び一般的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会的秩序の保全を図るためのものである。

1 実施責任者

災害救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、村長は知事が行う救助を補助するものとする。ただし知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令(昭和 25 年政令第 225 号)で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととすることができる。

救助の種類は、以下のとおりである。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の供与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものを除去。

なお、災害救助法の適用にいたらない災害についての被害者の救助は、村地域防災計画に定めるところにより村長が実施する。

2 災害救助法の適用基準

本村において、災害救助法が適用される災害程度は、次のいずれかに該当する場合である。

- ア 本村の住家被害世帯数が 50 世帯に達したとき。
- イ 県全域の住家被害世帯数が 1,500 世帯以上でそのうち本村の住家被害世帯数が 25 世帯に達したとき。
- ウ 被害が広域な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上であって、村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

エ 以下の事項により、知事が特に救助の必要を認めたとき。

(ア) 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき。

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき。

※ 被害世帯の算定にあたっては、住家が半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一つの世帯とする。また、床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失した一つの世帯とみなす。なお、人口は直前の国勢調査の人口とする。

3 救助法の適用手続き

ア 村長は、村内において災害救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当する見込みがある場合は直ちにその旨を知事に報告する。

イ 災害の事態が急迫し、知事による救助法の実施を持ついとまがない場合、村長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指揮を受けるものとする。

4 災害救助法による災害救助の程度、方法、期間および実費弁償の基準

ア 救助の程度、方法及び期間

イ 実費弁償の方法及び程度

	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	一戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成に応じて設定 2 限度額1戸当り 6,775,000円以内	災害発生のおよびから 20日以内着工	1 費用は、原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 2 供与期間 最高2年以内
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者を収容する。	避難所設置費 1人1日当り340円以内 (福祉避難所) 設置した場合は、避難所設置の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる	災害発生の日から 7日以内	費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
炊き出しその他による食品の給与	避難所に収容さ避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること	1 一人1日当り 1,230円以内 2 被災地から縁故先 (遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、小人の区別なし)	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 次のページの「被服寝具その他生活必需品の給与または貸与費用の限度額」表を参照	災害発生の日から 10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	現物給付に限ること

	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医薬器具破損の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
被災した住宅の応急修理	半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	●住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 1世帯当たり50,000円以内 ●居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 ①下記②以外の生 態 1世帯当たり70,600円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷の世帯 343,000円	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分は、災害発生の日から3か月以内	緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	1件あたり 生業費：30,000円 就職支度費：15,000円	災害発生の日から1か月以内 貸付期間：2年以内 利子：無利子	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用

被服寝具その他生活必需品の給与または貸与 費用の限度額

単位：円 区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全壊・全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊・半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒、高等学校生徒（特別支援学校の児童生徒も含む。）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり 4,800円 中学校生徒1人当たり 5,100円 高等学校等生徒1人あたり5,600円	災害発生の日から（教科書） 1カ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から 10日以内	原則として、棺又は棺材の現物をもって行う
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
遺体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）する。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,500円以内 検索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における実費を加算することができる
障害物の除去	1 自力では除去することのできない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれている	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から 10日以内	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。

	ため生活支障をきたしている場合			
輸送費及び人夫費	1 被災者の避難支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域に於ける通常の実費	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること	

<実費弁償>

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。 一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第三条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

へ 通信運搬費

ト 委託費

2 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 3,000 万円以下の部分の金額については 100 分の 10

ロ 3,000 万円を超え 6,000 万円以下の部分の金額については 100 分の 9

ハ 6,000 万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8

ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7

ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6

へ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5

ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4

第17節 給水計画

この計画は、災害により飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給するためのものである。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は村長が行う。担当は、上下水道対策班が消防対策班及び協力班の協力を得て行うものとする。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 供給の方法

(1) 給水は必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限る

(2) 飲料水の供給に関する器具は、すべて衛生的処理をした後に使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な箇所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。

(3) 供給の方法

ア 村の配水池を補給基地とし、その他応急用水として消火栓等より取水する。

イ 貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水タンク車等に給水し、公園等に設置する緊急給水基地等に搬送するものとする。

ウ 緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水するものとする。

エ 被災地への供給は、消防本部の消防車及び村内業者からの借上げ給水タンク車等により搬送して行うものとする。

オ 取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは水質検査を行い、ろ水器によるろ過及び浄水剤の投入等により、消毒等を行うものとする。

(4) 給水量

被災者に対する所要給水量は1人1日3ℓ程度とするが、補給水源の水量、給水能力及び施設復旧状況等に応じ給水量を増加する。

(5) 広報

給水に際しては、広報車及び報道機関の協力を得て、給水日時、場所、その他必要な事項を村民に広報するものとする。

3 医療施設等への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

4 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理可能性等を配慮して応急復旧を行い、必要に応じて水道工事指定店の応援を求めるものとする。

5 雑用水の確保

飲み水以外の雑用水の確保について、県と連携し取組みについて推進を行っていくものとする。

第18節 食糧供給計画

この計画は、被災者及び災害応急対策員に対する食糧の供与のための調達、炊出し及び配給等の迅速確実を期するものである。

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害対策員等に対する食糧の調達及び配給は村長が行う。なお、食糧の調達及び炊出しは教育対策班(学校給食共同調理場職員含む)が行い、配給は福祉対策班及び総務対策班が行う。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 村の食糧確保

(1) 主食(米穀又は乾パン)

主食のうち米穀については、村長は知事(流通政策班)の発行する応急買受許可書により、指定業者手持ちの米穀を調達する。災害用乾パンについては、知事に対し災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄総合事務局長に売却申請書を提出し調達するものとする。

(2) 副食の調達

副食の調達は、原則として村において行うものとする。ただし、緊急調達の必要がある場合は、県(流通・加工推進班)及び他の市町村の応援を要請し調達するものとする。

3 炊出し等食品の給与

(1) 支給対象者

炊出し、その他による食品の給与は避難所に収容された者、住家が全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水等のため炊事のできない者、被害を受け一時縁故先等へ避難する必要のある者、旅行者、村内通過者等で特に食糧を得る手段のない者及び災害応急対策活動従事者に対して行う。

(2) 給与の方法

ア 炊出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。

イ 救助用応急食糧は、原則として米穀とするが、消費の事情等によって乾パン及び麦製品(乾うどん等)とする。

ウ 炊出しは村長が行うものとする

- エ 炊出し及び食料品給与のために必要な原材料、燃料等の確保は村長が行う。
- オ 炊出し施設は可能な限り、学校等の給食施設又は公民館等の既存施設を利用するものとし、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設けるものとする。
- カ 炊出し施設の選定にあたっては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を得ておくものとする。
- キ 炊出しにあたっては、常に食糧品の衛生に留意するものとする。
- ク 食糧の提供にあたっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。
- ケ 炊き出しは、各避難所において福祉対策班を中心として行い、必要に応じて各自治会等の関係者の協力を得て実施する。

(3) 給与の種別、品目及び数量

ア 種別

- ① 炊出し(乳児用のミルクを含む)
- ② 食品給与(住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食糧品を支給する)

イ 給与品目及び数量

- ① 給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。
- ② 給与数量は1人1日精米換算300g以内とする。乾パン、麦製品(乾うどん等)は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

ウ 費用

炊出し、その他による食品のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料費とし、1人1日あたり1,230円以内(災害救助法適用)とする。

エ 期間

炊出し、その他による食糧品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内(災害救助法適用)とする。

4 要配慮者等に配慮した食糧の備蓄

村は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食糧の備蓄に努めるものとする(乳幼児用のミルク・離乳食等を含む)。

5 個人備蓄の推進

村は、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を7日分程度、個人において準備しておくよう、村民に対して広報していくものとする。

第 19 節 生活必需品物資の供給計画

この計画は、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品等、物資の調達並びに配給に関するものである。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の調達及び貸与は村長が行う。なお、物資の調達及び貸与は総務対策班、配給は福祉対策班が担当する。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 物資の調達

物資の調達については、あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努めるほか、関係業者との密接な連絡により物資を調達するものとする。必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

3 物資の給与又は貸与

(1) 対象者(災害救助法を基本とする)

ア 災害により住家に被害を受けた者

(住家の被害程度は全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水であって、ただちに日常生活を営むことが困難な者)

イ 船舶の遭難等により被害を受けた者

ウ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者

エ 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

(2) 品目

給与又は貸与する被服、寝具その他生活必需品は、次に掲げる品目の範囲内(災害救助法適用)とする。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 炊事用具及び食器

ウ 日用品及び光熱材料

(3) 費用

衣服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季節別及び世帯別区分により 1 世帯あたり次の範囲内(災害救助法適用)とする。

被服寝具その他生活必需品の給与または貸与 費用の限度額

単位：円 区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全壊・全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊・半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

(4) 期間

衣服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、災害の日から 10 日以内に完了しなければならない。

(5) 物資の配給方法

福祉対策班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画をたて迅速確実に配給するものとする。

4 個人備蓄の推進

村は、災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を、非常持出品として個人において準備しておくよう、村民に対して広報していくものとする。

5 救援物資の受入れ

(1) 救援物資の受入れ

村は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。本村で救援物資の受入れができない場合は、県へ本村のニーズを報告し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受入れルールを作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

6 義援物資及び金品の保管、配分

本村に送られた義援物資及び金品は、受入れた後保管・管理し、配分計画に基づき被災者に支給するものとする。なお、義援金については、企画対策班が管理等を行う。

第 20 節 感染症対策、清掃対策、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

この計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 104 号。以下この節において「法」という。)に基づき感染症対策に万全を期するものである。また、清掃、食衛生監視及び動物の保護収容など防疫に関する措置等を講じ、感染症流行等の未然防止を図るためのものである。

くわえて、被災者が指定避難所に動物を同行避難した場合は、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物を媒介とした感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものである。

1 感染症対策

(1) 実施計画

災害時における感染症対策は、県知事(健康増進班、中部福祉保健所)の指示をうけ、村長が必要な措置を行う。担当は、健康保険対策班及び住民生活対策班とする。

(2) 衛生班の編成

健康保険対策班と住民生活対策班とで調査係(人員 2 名、車両 1 台)と防疫係(人員 3 名、車両 1 台)からなる衛生班を編成し、本村管内に配置する。なお、災害地域が広範囲にまたがるときは、そのつど即応体制をとるものとする。

(3) 村の感染対策

ア 清潔方法

村は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者(占有者がない場合は管理者)に対し、清潔を保つよう指導するものとする。また、村は自ら管理する道路、溝渠、道路、公園等の場所の清潔を保つものとする。

イ 消毒方法

消毒の方法は同法施行規則第 14 条により行うものとする。

ウ ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第 15 条によるものとする。

エ 生活の用に供される水の供給

法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、村長は速やかに生活の用に供される水の供給措置をするものとする。

オ 臨時予防接種

予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 6 条第 1 項の規定による知事の指示に基づく

臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施にあたっては、特別の事情のない限り通常災害のおちついた時期を見計らって定期予防接種の繰上げ実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。

カ 避難所の感染症対策

避難所は、応急仮設的で、かつ、多数の避難者を収容するため不衛生になりがちなので中部福祉保健所の指導のもと感染症対策を実施する。この場合、施設の管理者を通じてできるだけ衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て感染症対策の完璧を期するものとする。なお、感染症対策指導の重点事項は概ね次のとおりとする。

- ア) 疫学調査
- イ) 清潔の保持及び消毒の実施
- ウ) 集団給食
- エ) 飲料水の管理
- オ) 健康診断

感染症薬剤は、対策本部担当において緊急に調達するものとするが、それが不可能な場合は、県（中部保健所等）に調達斡旋の要請を行うものとする。

2 被災者の健康管理（保健衛生）

村及び県は、以下により被災者の健康管理を行う。

(1) 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

(2) 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(3) 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理(保健指導及び栄養指導)を行う。

3 清掃対策

この計画は、被災地におけるごみの収集及びし尿の収集処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生対策に万全を期するものとする。

(1) 実施責任者

災害時におけるごみの収集及びし尿の収集処理は村長が行う。担当は、住民生活対策班とする。ただし、被害が甚大のため村において実施できない時は、他市町村又は県(薬務衛生班、環境保全班、保健所)の応援を求めて実施する。

(2) ごみの収集処理の方法

ア 収集方法

ア) ごみの収集は、被災地及び避難所に村の車両を配置して速やかに行う。

イ) ごみの集積地は、地域代表(自治会長)と協議して定めるものとする。

イ 処理方法

ごみの処理は、原則として中城村北中城村清掃事務組合の処理施設において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行うものとする。

ウ 清掃用薬剤の調達

清掃用薬剤の調達の必要を生じた時は、村(住民生活対策班)において調達する。

(3) し尿の収集処理の方法

ア 収集方法

し尿の収集は、災害の規模に応じ委託業者に指示して集中汲み取りを実施する。

イ 処理方法

し尿の処理は、中城村北中城村清掃事務組合の処理施設において処理する。

ウ 仮設トイレ等のし尿処理

村は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

4 食品衛生監視活動

村の被災状況から、県が災害時に食品衛生の監視が必要と認めたとき、県衛生監視班の指導のもと食品衛生監視活動を実施するものとする。

食品衛生監視班は、以下の活動を行う。

- | |
|---------------------|
| ア 救護食品の監視指導及び試験検査 |
| イ 飲料水の簡易検査 |
| ウ 冠水した食品関係業者の監視指導 |
| ウ その他食品に起因する危害発生の防止 |

5 犬等及び特定動物（危険生物）の保護・収容計画

(1) 実施責任者・対策内容

ア 犬及び負傷動物対策

村は、県と連携し、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

イ 特定動物（危険動物）対策

県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行う。

(2) 収容及び管理

ア 犬及び負傷動物対策

村は、民間団体等と協力し、犬等の収容・保管のための場所又は施設を確保し、犬等を保護・収容したときは適正に管理する。また、保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。

イ 危険動物対策

県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。

村は、特定動物（危険動物）が所有者不明の場合には、警察及び民間団体等と特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置の実施に協力する。

(3) 動物の処分

ア 動物の処分の実施事項

区 分	実 施 内 容
① 所有者不明犬等	狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。
② 特定動物 (危険動物)	人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、特定動物（危険動物）の殺処分を検討する。実施にあたり、警察、民間団体に対し必要な協力を求める。

(4) ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想されることから、避難場所や避難所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣

医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

避難所におけるペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第 2 1 節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

この計画は、災害により行方不明になっている者(生存推定者、生死不明者)の搜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬等の処置は村長が行う。なお、行方不明者の搜索は消防対策班が所轄警察署及び第十一管区海上保安本部と協力して担当し、遺体の収容、処理及び埋葬等は総務対策班及び福祉対策班が担当する。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 行方不明者の搜索

(1) 行方不明相談所の開設

総務対策班は村役場庁舎へ行方不明相談所を開設し、届出を受けた行方不明者について行方不明者届出票(別紙様式 1)を作成する。その際、避難者名簿等と照会し、なお不明な者については搜索者名簿(別紙様式 2)を作成し、消防対策班へ送付する。

(2) 搜索隊の設置

行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ消防対策班に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防対策班員を中心に各班員をもって編成する。

(3) 捜策の方法

捜策にあたっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

3 行方不明者発見後の収容及び処理

(1) 負傷者の収容

搜索隊が負傷者及び病人等救護を要する者を発見したとき、又は警察及び海上保安本部より救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。

(2) 医療機関等との連携

搜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、前もって福祉対策班と医療機関等との連絡をとるものとする。

4 遺体の取扱い

(1) 遺体の収容・安置

村は、遺体を収容、一時安置するための施設等を予め選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。

捜索隊が発見した遺体は、速やかに医師の検案を受け、警察官及び海上保安官による遺体見分調書を作成後、遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに公民館及び学校等適当な施設に搬送・収容するものとする。その際は、遺体調書(別紙様式 3)を作成するものとする。

また、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所(寺院等の施設の利用又は学等の施設などに仮設)の一時安置場所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理する。

(2) 遺体の調査、身元確認

発見された遺体については、死体取扱規則(平成 25 年国家公安委員会規則第 4 号)、海上保安庁遺体取扱規則(昭和 45 年)の規程により、警察官又は海上保安官は所要の遺体見分調書を作成する。遺体の調査、身元確認等は、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して、死亡地を管轄する市町村へ引き渡す。

5 遺体の処理等

(1) 遺体の処理

遺体について医師による死因、その他の医学的検査を実施する。

調査及び医学的検査を終了した遺体については、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

村は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱いに伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配備に努める。

(2) 遺体の安置

ア 納棺、仮葬祭用品等の確保

福祉対策班は、村内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。

イ 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

ウ 遺体の一時安置所の開設

福祉対策班は、村立体育館、公民館、学校、寺院等適切な場所を選定し、一時安置所を設置するものとする。その際、福祉対策班は一時安置所を開設した旨の広報

を実施し、身元の確認及び遺体引受人を捜索する。

エ 遺体調書及び遺体台帳等の作成

福祉対策班は、遺体見分調書等を引き継いだ遺体について遺体調書(別紙様式 3)及び遺体台帳(別紙様式 4)を作成するとともに、棺に氏名等を添付する。

オ 遺体の引渡し方法

遺族その他により遺体の引き取りの申し出があったときは、遺体調書、遺体台帳により整理の上引き渡すものとする。

カ 火葬に関する相談窓口の開設

福祉・健康支援班は、遺体の一時安置所において、火葬に関する相談窓口をもうけ、手続などの相談に応じる。その際に、遺体調書等をもとに火葬許可書を容易に発行できるよう体制を整える。

6 遺体の埋(火)葬

埋葬又は火葬は村長が実施する。納骨は遺族が行うが遺族のない者については、村が実施する。身元の判明しない遺体や遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないとき、及び災害時の混乱の際死亡した者等は、埋(火)葬に付す。

7 広域火葬

村で火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。県は、火葬が可能な施設を把握し、火葬の受入れ、火葬場までの遺体の搬送を調整する。

8 行方不明者の捜索等の費用及び期間等

被災者の捜索や遺体の処理等についての費用及び期間は次のとおりとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は本章の災害救助法適用計画に基づくものとする。

(1) 災害にあった者の救出

ア 対象者

対象者は災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、又は行方不明の状態にある者を捜索し救出するものである。

イ 費用

救出のために支出する費用は、救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

災害にあった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(2) 遺体の搜索

ア 対象者

遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

イ 費用

搜索のために支出する費用は、搜索のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

遺体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内とする。

※行方不明者届出票など、本節に関連する様式は、資料編を参照。

第22節 障害物の除去計画・災害廃棄物処理計画

この計画は、災害のため村民又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物が日常生活に著しく支障をおよぼしている場合に、これの除去に関するものとする。

1 障害物の除去

(1) 実施責任者

住家又はその周辺に運ばれた土石、木材等の障害物の除去は村長が行う。担当は、都市建設対策班とする。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

また、障害物が公共的な施設やその他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行うものとする。

(2) 障害物の除去

ア 住居又はその周辺に運ばれた障害物

村は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

ア) 対象者

(ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること

(イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること

(ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

イ) 除去の方法

村は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

イ 公共的施設・場所における障害物除去

障害物が公共的な施設や場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が除去を行うものとする（災害廃棄物対策指針に規定されている土砂、流木等）。

ウ 倒壊住宅

村は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

エ 道路関係障害物

道路管理者は、遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去するものとし、特

に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う（災害廃棄物対策指針に規定されている土砂、流木等）。

オ 河川・漁港関係障害物

河川管理者及び漁港管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する（災害廃棄物対策指針に規定されている土砂、流木等）。

また、第十一管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

2 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理体制の確保

村は、災害発生時に排出する多量の廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月）及び「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 3 月）を踏まえて策定した「中城村災害廃棄物処理計画」に基づき処理体制を速やかに確保する。

村は、廃棄物処理が村のみでは困難な場合、県及び関係団体と連携し、報提供や技術的な助言等を行い、広域処理体制を構築する。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

村内でのがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、村は県に対し、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、支援を要請する。

村内での障害物の集積場所は、付近遊休地を利用するか、中城村北中城村清掃事務組合所管施設(ごみ処理)あるいは、産業廃棄物処理場を利用するものとする。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理にあたっては適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることを原則とする。

(4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

(5) 費用及び期間

障害物の除去のため支出できる費用はロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費とする。期間は災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は本章の災害救助法適用計画に基づくものとする。

第 2 3 節 住宅応急対策計画

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなった者に対し、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を実施し、被災村民の住居の確保を図るものとする。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等は村長が行う。担当は、都市建設対策班とする。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 応急仮設住宅の設置等

(1) 対象者

住家が全壊(焼)又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。

(2) 設置の方法

応急仮設住宅の設置は、県（権限を委任した場合は村）が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行う。

(3) 設置戸数

設置戸数は、住家が全壊(焼)又は流失した世帯数の 3 割以内とする。設置戸数は、住家が全壊(焼)、又は流失した世帯の 3 割以内とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て数の引き上げをすることができる。

また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

(3) 設置場所

設置場所は原則として、村有地とし、やむを得ない場合には私有地を借用して設置するなど、村長が選定する場所とする。

(4) 規模及び費用

<建設型応急住宅>

ア 1 戸当たりの規模

応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

イ 設置にかかる費用

原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000 円以内とする。

<賃貸型応急住宅>

ア 1戸当たりの規模

世帯の人数に応じて建設型応急住宅に定める規模に準ず。

イ 設置にかかる費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額（実費）とする。

(5) 着工及び供与期間

応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、被災者に当該住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項による期限内(最高 2 年)とする。

(6) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した住宅建設を考慮する。また、高齢者等要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

(7) 入居者の選定

入居者の選定にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

(8) 賃貸住宅借り上げによる収容

村は、県と協力し、応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

(9) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じた適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

3 住宅の応急修理

(1) 実施者

災住宅の応急修理は、救助法が適用された場合は、県（権限を委任した場合は村）が実施する。救助法が適用されない場合で、村長が修理の必要を認めるときは、村が実施する。

(2) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

(3) 修理の方法

住宅の応急修理は県（権限を委任した場合は村）が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行う。応急修理は居室、炊事場及びトイレ等のような、生活上欠くことのできない最小限度必要な部分を対象とする。また、住家の被害の拡大を防止するための緊急修理も対象とする。

(4) 費用

応急修理は居室、炊事場、便所等のような生活上欠くことのできない最小限度必要な部分のみを対象とし、修理のために支出できる費用の限度は、以下に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯：1世帯当たり 706,000 円以内

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯：343,000 円

住家の被害の拡大を防止するための緊急修理

ア 1世帯あたり 50,000 円

(5) 期間

居室、炊事場、便所等のような生活上欠くことのできない最小限度必要な部応急修理は、災害発生日から3ヶ月以内に完成するものとする。住家の被害の拡大を防止するための緊急修理は、災害発生日から10日以内とする。

4 住家の被災調査

村は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部損壊の区分で判定を行う。また、被災した建物について応急危険度を判定し、「危険」と判断された建築物を優先して住民に解体、撤去の措置を促す。自力で撤去できないものについては、村長が必要と認めた場合において実施する。

5 被災者台帳の作成

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されるよう努める。

県は、災害救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する村から情報提供の求めがあったときは、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

第24節 二次災害の防止計画

この計画は、被災建築物等の二次災害の防止を図るとともに、二次災害の発生に備えて避難対策を講ずるためのものである。

また、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置など二次被害の防止に努める。

1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、県の協力（判定士の派遣及び技術的な支援）を受けて村が実施するものである。

2 被災建築物の応急危険度判定

村は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定実施本部を設置し、村の要請に基づき、応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。村は、県及び関係団体からの支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3 被災宅地の危険度判定

村は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要綱」により実施する。

県は、判定実施本部を設置し、村の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

村は、判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

4 降雨等による水害・土砂災害の防止

沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂

災害) 警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

村は、降雨等による水害・土砂災害の発生に備え、二次災害防止対策を実施するものとする。本村においては、村西側の斜面地における土砂災害等の発生に留意するものとする。

5 高潮、波浪等の対策

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び村と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

村は、災害の発生に備え避難対策を実施するものとする。

第25節 教育対策計画

1 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

(1) 村の役割

ア 村立小中学校その他の文教施設の災害復旧は村が行う。

イ 村立小中学校児童生徒に対する応急教育は村教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、又は村で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会は、関係機関の協力を求め適切な措置を実施するものとする。

ウ 救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として村長が行う。

2 応急教育対策

災害時における応急教育は概ね以下の要領によるものとする。

(1) 小中学校

ア 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、以下の施設を利用するものとする。

(7) 校舎の一部が使用できない場合は特別教室、屋内体育施設等を利用する。不足するときは、二部授業等の方法により実施する。

(4) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、又は、隣接学校の校舎等を利用する。

(9) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。

なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎の建設をする。

(5) 村教育委員会は、応急教育にあたって村内に適当な施設がない場合は、県教育事務所を通じて県教育委員会に対して施設の提供につき要請を行うものとする。

県教育委員会は上記の要請があった場合は、適切な措置をとるものとする。

(2) 教育職員の確保

村教育委員会は、県教育委員会及び県教育事務所と連携し、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱をまねかないよう教育職員の確保に努めるものとする。

(3) 教科書、教材及び学用品の支給方法

ア 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

村は被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、村からの報告に基づき必要に応じて、現品入手の手続きを行うものとする。

イ 支給

① 救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあっては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、通学用品にあっては、前記給与対象人員に基づいた学用品購入(配分)計画表により購入配分する。

② 救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、村又は本人の負担とする。

(4) 被災児童生徒の転校及び編入

被災児童生徒の転校及び編入については、教育長が別に定める。

3 学校給食対策

村教育委員会及び県立学校長は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上、実施するものとする。

4 社会教育施設等の対策

社会教育施設等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理等を速やかに実施するものとする。

5 り災児童・生徒の保健管理

村は、り災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

6 文化財の保護

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 村指定の文化財は、村教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

第26節 危険物等災害応急対策計画

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

1 石油類

(1) 責任者

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等の関係機関に通報する。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 村の措置

村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難指示及び広報活動等を実施する。

(3) 警察の措置

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

(4) 第十一管区海上保安本部等の措置

第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

2 高圧ガス類

(1) 高圧ガス保管施設責任者

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

(2) 村の措置

村は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活

動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。

(3) 県の措置

県は、次の保安措置を行う。

ア 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。

イ 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

(4) 警察の措置

警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 第十一管区海上保安本部等の措置

第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

3 火薬類

(1) 火薬類保管施設責任者

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報する。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

(2) 村の措置

村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施する。

(3) 県の措置

県は、次の保安措置を行う。

ア 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。

イ 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

(4) 警察の措置

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

(5) 第十一管区海上保安本部等の措置

第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

4 毒物劇物

(1) 毒物劇物保管施設責任者

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報する。

ア タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。

イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 村の措置

村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難指示等を実施する。

(3) 県の措置

県は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施する。

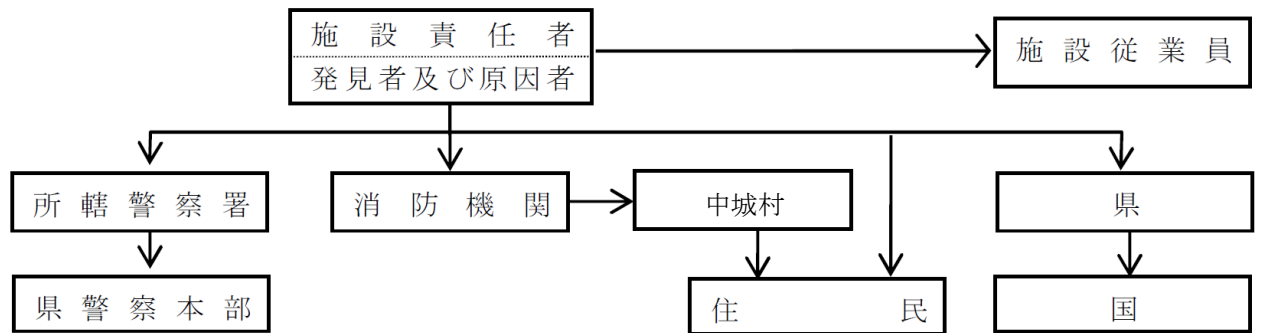
(4) 警察の措置

県警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

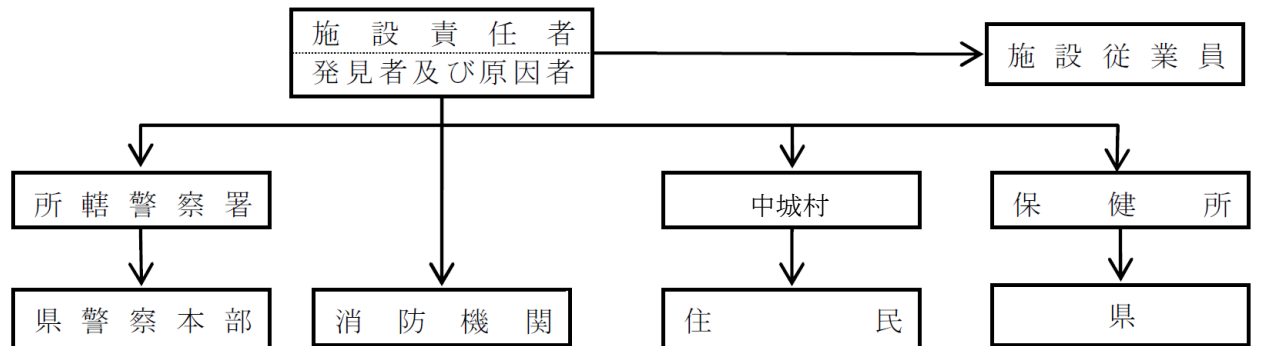
(5) 第十一管区海上保安本部等の措置

第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

<連絡系統図（石油類、高圧ガス類、火薬類）>



<連絡系統図（毒物劇物）>



第27節 在港船舶対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、港内在泊船の万全を期するため、防災関係機関が相互に連携し、速やかな避難措置等をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるとともに、船舶の被害防止を図るためのものである。

1 船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講ずるものとする。

- ①港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- ②岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- ③荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- ④航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- ⑤災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

2 津波避難

津波に対する船舶等の避難は、本編「避難計画」による。

第 28 節 労務供給計画

この計画は、災害時における応急対策実施のため、職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合の、必要な労務者及び職員等の確保について定める。

1 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の雇用は、村長が行う。ただし、村において必要な労務者の確保が困難な場合は、当該実施機関の要請により公共職業安定所において供給の支援を行う。

2 労務者の供給方法

(1) 職員派遣の要請

ア 村長は災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、又は他の市町村長に対し職員の派遣を要請するものとする。

イ 村長は職員の派遣の要請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。

(ア) 必要労務者数

(イ) 作業内容

(ウ) 労働時間

(エ) 就労場所

(オ) 賃金

(カ) その他必要な事項

(2) 賃金の基準

賃金の基準は中城村の臨時職員の賃金に、災害時の事情を勘案して決定する。

(3) 労務者の輸送

労務者の輸送は原則として村の車両によって行うものとする。

3 災害救助法による賃金職員の雇上げ

村が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

(1) 雇上げの範囲

ア 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

イ 医療及び助産における移送賃金職員等

- (ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。
- (イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。
- (ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

ウ 被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

エ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

- (ア) 被服、寝具、その他の生活必需品
- (イ) 学用品
- (ウ) 炊き出し用の食料品、調味料、燃料
- (エ) 医薬品、衛生材料

カ 遺体捜索賃金職員等

遺体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

キ 遺体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

遺体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

(2) 賃金職員等雇上げの特例

ア 上記のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇い上げる必要がある場合、村は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

- (ア) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目
- (イ) 賃金職員等の所要人員
- (ウ) 雇上げを要する期間
- (エ) 賃金職員等雇上げの理由

イ 県は市町村から要請を受け、その必要を認めるときは、厚生労働省にその旨を申請し、承認を得て実施するものとする。

(3) 雇上げの費用及び期間

ア 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

イ 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

4 従事命令・供給命令

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

ア 従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	村長
		〃 第 65 条第 2 項	警察官、海上保安官
		〃 第 65 条第 3 項	自衛官(村長の職権を行う者がその場にはいない場合)
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
		自衛隊法第 94 条	自衛官(警察官がその場にはいない場合)
災害救助法作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 7 条第 1 項	知事
	協力命令	〃 第 8 条	
災害応急対策事業 (災害救助法を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知事 村長(委任を受けた場合)
	協力命令	〃 第 25 条	
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防職員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、水防団長、消防機関の長

※ 知事(知事が村長に権限を委任した場合の村長を含む)の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

イ 命令対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、準看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従事者 10 港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	市町村区域内の村民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事者の管理者その他関係者
消防法による消防職員、消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(2) 損失に対する補償

県又は村は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。(災害対策基本法第 82 条第 1 項)

(3) 傷害等に対する補償

村は従事命令(警察官又は海上保安官が災害対策基本法の規定により村長の職権を行った場合も含む)により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病となったときは、村は災害対策基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。(災害対策基本法第 84 条第 1 項)

※各公用令書の様式は、資料編を参照

第 29 節 民間団体活用計画

この計画は大規模災害発生時に、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体の協力を図るためのものである。

1 実施責任者

民間団体に対する要請は村長が行う。担当は総務対策班及び福祉対策班とする。なお、大規模災害等により本村において処理できない場合は、県及び被災を免れた近隣市町村に協力を求めて行うものとする。

2 協力要請団体

- (1) 各自治会
- (2) 女性団体
- (3) 青年団体
- (4) その他各種団体

3 協力の要請

(1) 要請の方法

協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して要請するものとする。

- ア 協力を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 期間
- エ 従事場所
- オ 所要人員数
- カ その他必要事項

(2) 協力を要請する作業内容

活動内容は被害の程度によって異なるが、概ね次のとおりとし、各自の体力、経験等に応じて可能な活動に当るものとする。

- ア 災害現場における応急措置と患者等の搬出、危険個所の発見及び連絡等の奉仕
- イ 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者等の世話等の奉仕
- ウ 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕
- エ 警察官等の指示に基づく被災者の誘導
- オ 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕
- カ その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第30節 ボランティア受入計画

大規模災害発生時には、本村及び防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。

このような場合、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、関係諸団体との連携のもと、民間のボランティアの参加を求めるとともに、受入れ体制を整備するものとする。

1 ボランティアの募集

(1) ボランティア受入れ体制の整備

本村は社会福祉協議会、日本赤十字社等と連携をとりながらボランティア活動が円滑に実施されるように受入れ体制を整備する。

また、受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話能力等、技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施を図れるよう支援に努めるものとする。ボランティアの受入事務(受付、活動調整、現地誘導等)には、地域のボランティアや住民組織からの人員の派遣等により実施する。

(2) ボランティア窓口の設置等

村及び村社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が設置する県災害ボランティアセンターと連携して村における「村災害ボランティアセンター」の立ち上げ及びボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

2 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

- ア 医療救護(医師、看護師、助産師等)
- イ 無線による情報の収集・伝達(アマチュア無線通信技術者)
- ウ 外国人との会話(通訳及び外国人との会話能力を有する者)
- エ 住宅の応急危険度判定(建築士)
- オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア

- ア 炊出し
- イ 清掃
- ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ 簡易な事務補助
- カ 危険を伴わない軽易な作業

- キ 避難所における各種支援活動
- ク その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援
- コ その他必要なボランティア活動

3 ボランティアの活動支援

(1) ボランティア活動場所の提供

ア ボランティア本部(県)

* 本部の役割

- (ア) ボランティアの活動方針の検討
- (イ) 全体の活動状況の把握
- (ウ) ボランティアニーズの全体的把握
- (エ) ボランティアコーディネーターの派遣調整
- (オ) 各組織間の調整(特に行政との連絡調整)
- (カ) ボランティア活動支援金の募集、分配

イ 地区活動拠点(公共施設等)

* 地区活動拠点の役割(村、村社会福祉協会)

- (ア) 避難所等のボランティア活動の統括
- (イ) 一般ボランティアの受付、登録(登録者は本部へ報告)
- (ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション
(ボランティアの心得、活動マニュアル)
- (エ) ボランティアの紹介
- (オ) ボランティアニーズの把握とコーディネーション
- (カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等
村長が必要と認め、かつ本村において提供可能な資機材とする。

(3) 情報の提供

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、
情報の共有化を図る。なお、ボランティア組織の必要情報だけでなく、村民に対する
震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

村はボランティア保険の加入に際して、金銭面の必要な支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、
ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第31節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は次によるものとする。

1 実施責任者

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が調整のうえ行うものとする。

2 施設の防護

(1) 道路施設

本村の管理する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を中部土木事務所長へ報告するものとする。

- ア 被害の発生した日時及び場所
- イ 被害の内容及び程度
- ウ 迂回道路の有無

自動車の運転者、地区の村民等が、決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに村長へ報告するよう常時指導啓発しておくものとする。

(2) 港湾漁港施設

村長は管理する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、各機関との調整及び次の事項を中部土木事務所（港湾）及び中部農林土木事務所（漁港）に報告するものとする。

- ア 被害の発生した日時及び場所
- イ 被害内容及び程度
- ウ 泊地内での沈没船舶の有無

3 応急措置

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて、復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

(2) 港湾施設

港湾管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

4 応急工事

(1) 応急工事の体制

ア 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておくものとする。

- ① 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
- ② 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の市町村へ応援を求め、応急工事の緊急実施を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、次により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

ア 道路施設

被害の状況に応じて概ね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

- (ア) 排土作業又は盛土作業
- (イ) 仮舗装作業
- (ウ) 障害物の除去
- (エ) 仮道、さん道、仮橋等の設備

また、被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

イ 港湾漁港施設

- (ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。

- (イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

- (ウ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

第32節 ライフライン等施設応急対策計画

1 電力施設応急対策計画

(1) 電力施設応急対策実施方針

電力施設に関する災害応急対策計画については、沖縄電力（株）が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施する。

(2) 関係機関との協力体制

村域の被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力（株）は、電力施設復旧の処理に当たって、村及び大口需要家十分連絡をとるとともに、必要に応じ県災害対策本部（総括情報班）と協議して措置をとるものとする。

2 ガス施設応急対策

本村が管轄の各ガス関係業者が定める保安規定により各業者が実施する。なお、同規定は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して安全を確保し、かつ災害、その他非常時にとるべき措置等について定める。

(1) 連絡体制

液化石油ガス販売事業所(以下「販売店」という。)は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に（一社）沖縄県高圧ガス保安協会、消防機関、警察に連絡する。休日及び夜間に関する連絡は、消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

(2) 事故の処理

事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。また、設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

3 上水道施設応急対策

上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水等の活用など速やかに応急給水を実施する。

(1) 復旧の実施

ア 管路の復旧

管路の復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行う。

イ 給水装置の復旧

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と平行して実施する。また、一般住宅の給水装置の復旧は、その所有者から修繕の申し込みがあったものについて実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、福祉施設等を優先して実施する。

(2) 広域応援の要請

村は、災害の状況により必要な要請を県に行い、県は水道事業者による相互支援の状況をふまえて、県内の水道事業者等及び関係機関に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、水道事業者は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

(3) 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、情報収集及び伝達手段の確保を図るとともに、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期について広報に努める。

4 下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序についてはポンプ場、幹線管梁等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管梁、取付管等の復旧を行う。

(1) 復旧の実施

ア ポンプ場等の復旧

ポンプ場等において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに施設の機能回復を図る。

イ 管梁施設の復旧

管梁施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を活用して復旧に努める。

5 電気通信施設応急対策計画

電気通信関係機関は、村域における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

第33節 農林水産物応急対策計画

災害時における農林水産物及び家畜の応急対策を行い、これら農林水産経営の安定を図る。

1 実施責任者

災害時における農林水産物の応急対策は村長が行う。担当は農林水産対策班とする。

2 農林水産物の事前及び事後対策

(1) 事前対策

村は台風等により、農林水産物に甚大な被害をおよぼすおそれのあるときは、ただちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、沖縄県農業協同組合中城支店、佐敷中城漁業協同組合中城支所、自治会長等を通じて事前対策について指導を行うものとする。

(2) 事後対策

村は台風等災害の発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、ただちに事後対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、沖縄県農業協同組合中城支店、佐敷中城漁業協同組合中城支所、自治会長等を通じて事後対策について指導を行うものとする。

3 農産物応急対策

(1) 種苗対策

災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、沖縄県農業協同組合中城支店へ必要種苗の確保を要請するとともに県へ報告する。

(2) 病虫害防除対策

災害により、病虫害が異常発生し又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合は、県の具体的な防除の指示に従い、病虫害緊急防除対策を樹立し、沖縄県農業協同組合中城支店と連携をとりながら農作物に対する管理指導を行う。

4 家畜応急対策

(1) 家畜の管理

浸水、がけ崩れ等の災害が予想される時、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとする。また、村は必要に応じ避難場所の選定、避難の方法について事業者と事前調整を図っておく。

(2) 家畜の疾病対策

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して村は、県と獣医師会の協

力を得て必要な防疫を実施するものとする。死亡家畜については村に届出を行わせるとともに、遺体の埋没又は焼却を指示するものとする。

ア 被災家畜に伝染病の疑いがある場合、又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、県に防疫班及び消毒班の派遣を要請し、緊急予防措置をとるものとする。

イ 災害のため正常な家畜の診療が受けられない場合は、県に対し診療班の派遣を要請するものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難になったときは、県又は沖縄県農業協同組合に対し必要数量の飼料の確保及び供給について斡旋を要請するものとする。

5 水産物応急対策

(1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

村長は、災害によって水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県に、その生産を確保するためのあっせんを要請する。

(2) 魚病等の防除指導

村長は、災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合又は発生蔓延防止のため、県に、防除対策についての指導を要請する。

(3) 漁船漁具の応急対策

漁船漁具の管理については、台風、津波等の災害が予想されるときは、所有者において安全な場所に移動する。この場合の避難場所の選定、避難の方法等については、あらかじめ計画しておく。

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

被災した施設は、村がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度に応じ適切な復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図る。

1 復旧事業計画の種類

復旧事業計画は、応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討してその都度作成実施するが、計画の種類については概ね次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川施設災害復旧事業計画
- イ 道路施設災害復旧事業計画
- ウ 海岸施設災害復旧事業計画
- エ 砂防施設災害復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設等復旧事業計画
- キ 下水道施設復旧事業計画
- ク 港湾施設復旧事業計画
- ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- コ 漁港施設復旧事業計画
- サ 公園災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

- (3) 水道施設災害復旧事業計画
- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他災害復旧事業計画

2 村及び県における措置

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合は、村又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、村及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

村及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実現を図るものとする。

(4) 暴力団の排除

村は、県警察が実施する暴力団等の動向把握及び復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に協力し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

(5) 施設災害普及事業に関する国の財政措置

災害のために被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握して、これらの特別措置等を勘案して迅速な復旧を図る。

(6) 復旧工事の代行

県は、国の緊急災害対策本部が設置される災害(以下「特定大規模災害」という。)等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行うものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じるためのものである。

1 災害相談

(1) 相談窓口の設置等

災害時における被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、国、県及びその他関係機関と連携してできる限り総合的な相談窓口（村民サポートセンター(仮称)）を開設するものとする。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

(2) 相談内容

災害に関する相談事項がよせられた場合、関係者又は関係機関と連絡をとりできるだけ速やかに解決できるよう努める。

村民サポートセンター(仮称)による相談内容例については概ね次のとおりである。

- ア 倒壊家屋の解体・撤去、危険度判定
- イ 各種資格証の再発行等手続（年金証書、健康保険証、免許証等）
- ウ 罹災証明書の発行手続
- エ 仮設住宅の入居
- オ 住宅金融公庫関係（返済、支払方法等）
- カ 事業再開の融資
- キ 災害援護資金
- ク 被災に伴う税金の減免措置
- ケ 医療、保健（精神保健を含む）
- コ 労働相談
- サ その他

(3) 設置場所

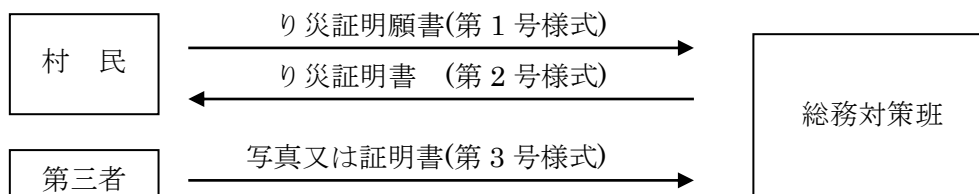
村民サポートセンター(仮称)は、村役場庁舎又は地区公民館等に設置する。

2 罹災証明書等の発行

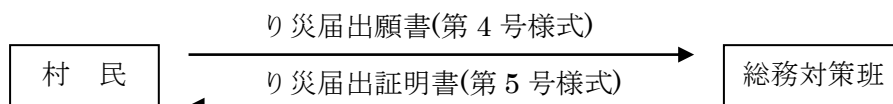
村は、被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示や罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害調査や罹災証明書交付の体制を確立するため担当部局等を定め、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努める。また、県は村に対し、技術的・人的支援を行うとともに、必要な研修の実施に努める。

村が調査確認できず、期限内に所定の手続をしなかったものについては、原則として証明書の発行は行わないが、写真や第三者(警察、自治会長等)の証明により、り災を証明することが可能で、かつ村長が認めた場合に限って証明書の発行手続を行う。



未確認・期限切れの発行について第三者の証明書が不可能な場合及び、家屋以外(テレビ、家具等)の物がり災した場合において必要があるときは、村長が行う「り災届出証明書」で対応する。



※罹災証明書などの様式は、資料編を参照。

3 住宅の復旧

(1) 災害住宅融資

ア 災害復興住宅資金

村及び県は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

イ 個人住宅(特別貸付)建設資金

村長は、り災者に沖縄振興開発金融公庫による個人住宅(特別貸付)建設資金の災害り災者貸付制度の内容を周知させるものとする。

また、り災者が借入を希望する際には「り災証明書」を交付する。

(2) 災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅の建設を検討するものとする。

4 生業資金の貸し付け

(1) 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

1) 災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「弔慰金法」という。)による災害援護資金

ア 実施主体	中城村（沖縄県市町村総合事務組合が村に代わり貸付事務を処理）
イ 対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害。
ウ 貸付対象	イにより、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
エ 貸付限度額	被害の種類、程度により区分 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 ・家財の1/3以上の損害 150万円 ・住居の半壊 170万円（250万円） ・住居の全壊 250万円（350万円） ・住居全体の滅失又は流出 350万円 なお、被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等、特別の事情がある場合は（ ）の額
オ 所得制限	<住民税における前年の総所得金額> 1人世帯：220万円、2人世帯：430万円、3人世帯：620万円、4人世帯：730万円、5人以上：1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。
カ 貸付利率	年1.5%(据置期間中は無利子)
キ 据置期間	3年(特別の場合は5年)
ク 償還期間	10年(据置期間を含む)
ケ 償還方法	年賦又は半年賦又は月賦
コ 貸付原資負担	国(2/3)、県(1/3)

2) 生活福祉資金の災害援護資金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自律更生するのに必要な経費として貸し付ける資金

ア 貸付制度	150万円
イ 据置期間	貸付の日から1年以内
ウ 償還期限	7年以内
エ 貸付利子	3%

(2) 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住宅を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- 1) 弔慰金法の災害援護資金
- 2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- 3) 母子福祉資金の住宅資金

(3) 災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給

1) 災害弔慰金の支給

ア 実施主体	中城村（沖縄県市町村総合事務組合が村に代わり貸付事務を処理）
イ 対象災害	・村において住居が5世帯以上滅失した災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害
ウ 受給遺族	イにより死亡した者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母)に対して支給する。また、兄弟姉妹で、死亡した者の収入により生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者
エ 弔慰金の支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円
オ 費用の負担	国(1/2)、県(1/4)、村(1/4)

2) 災害障害見舞金の支給

ア 実施主体	中城村（沖縄県市町村総合事務組合が村に代わり貸付事務を処理）
イ 対象災害	上記の災害弔慰金の支給における支給対象災害と同じ
ウ 支給対象	イにより、精神又は身体に次に掲げる障害を受けたものに対して支給する。 ① 両目が失明した者 ② そしゃく及び言語の機能を廃した者 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥ 両上肢の用を全廃した者 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った者

	⑧ 両下肢の用を全廃した者 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上を認められる者
エ 見舞金の額	① 生計維持者が障害をうけた場合 250 万円 ② その他の者が障害をうけた場合 125 万円
オ 費用の負担	国(1/2)、県(1/4)、村(1/4)

3) 災害見舞金の支給

ア 実施主体	中城村災害見舞金支給要綱により村が実施
イ 対象災害	災害の規模が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けない災害、風水害等予測できない天災地変等による災難事故（小災害）をいう。
ウ 支給対象	イにより、弔慰金は、小災害により死亡した者（その者の故意又は重大な過失によって死亡した者を除く。以下同じ。）について、その者の遺族 イにより、負傷した者（30 日以上の治療期間を要する者に限る。）、避難生活を余儀なくされた世帯（30 日以上避難生活を余儀なくされた世帯に限る。）及び住家に被害を受けた世帯に対して支給する。ただし、住家の被害は、全壊（全焼及び全流出を含む。以下同じ。）、半壊（半焼及び半流出を含む。以下同じ。）又は床上浸水とする。

見舞金等の支給額

項目	被害の程度	額	基準
見舞金	治療期間30日以上の負傷の場合	70,000円	1人につき
	避難生活が30日以上に及んだ場合	50,000円	1世帯2人以下
		70,000円	1世帯3人以上

住家に被害を受けた世帯に対する見舞金は、次のとおりとする。

世帯構成	被害の程度		
	全壊、全焼、全流出	半壊、半焼、半流出	床上浸水
1世帯2人以下	50,000円	30,000円	10,000円
1世帯3人以上	70,000円	50,000円	30,000円

その他手続きなどについては、「中城村災害見舞金支給要綱」に基づき実施する。

5 災害義援物資、義援金の募集及び配分

(1) 義援物資の受入れ

村は、県などの関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

(2) 義援金の受入れと配分

村は、県をはじめ、日本赤十字社各機関と被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア 義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、村及び県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。

イ 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

ウ 県、市町村、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。

エ 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。

オ 受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

6 租税の猶予及び減免等

(1) 地方税の特別措置

村長は、地方税法などに基づいて、被災者の状況により村税の徴収猶予及び減免を行う。

ア 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、軽自動車税など）について一部軽減又は免除する。

イ 徴収の猶予

県及び村は、災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

ウ 期限の延長

県及び村は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

7 職業のあっせん

公共職業安定所が職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の技能、経験、健康、その他の状況から判断し就職可能な者とする。

(1) 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした者に対し職業相談を行う。ただし、被災者が遠隔地に居住する等、その他の事由により公共職業安定所に出頭することのできない被災者について、村長は、公共職業安定所長の指示により被災者の求職申込みを公共職業安定所長に取次ぐものとする。

さらに、公共職業安定所長は、村長の求職取次ぎに基づき、状況により被災地に出向いて職業相談を実施させる。

(2) 求人開拓及び職業紹介

公共職業安定所長は、職業相談の結果、希望職種、その他の希望条件等を的確に把握し、被災者の個人的な事情、身体状況、能力等を考慮し、適職求人の開拓を行い通勤地域、広域紹介又は日雇労働者としてあつせんする。

8 被災者の生活再建支援

(1) 基本方針

地震・津波等の自然災害により地震等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援について、被災者生活再建支援法（平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号。以下「支援法」という。）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給を行う。対象は、村の認定する全壊、大規模半壊、中規模半壊と認定された世帯を原則とする。

村は、被災者からの申請を受け付け、とりまとめた上、県に提出する。県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

(2) 制度の内容

ア 支援法の適用要件

区 分	基 準 内 容
ア) 対象となる自然災害	① 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県における自然災害 ④ 上記①又は②の市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。） ⑤ 上記の①～③の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る） ⑥ 上記の①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）、又は、2 世帯以上

	の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)
イ) 支給対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯) ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

(3) 住宅の被害認定

住宅の被害認定は、認定基準「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日内閣府政策統括官(防災担当)通知)」により市町村が行い、県はその取りまとめを行うこととする。

(4) 支援金の支給及び支給限度額

支援金には支給する限度額が設けられており、支援金の支給限度額は住宅の被災の程度、世帯の収入、世帯主の年齢、世帯員数及び住宅の所有形態等により異なるが、最大で300万円が支給される。

なお、支援金の支給限度額は次表のとおり。

住宅の被害程度	基礎 支援金	加算支援金		計
		住宅の再建方法	金額	
①④全壊	100万 円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅除く)	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅除く)	25万円	25万円

(5) 村の事務体制

ア 村において必要な事務

- ・制度の周知(広報)
- ・その他各事務に係る附帯事務

イ 村において行う事務

- ・住宅の被害認定及び被害報告
- ・り災証明書等必要書類の発行
- ・被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
- ・支給申請書の受付・確認等
- ・支給申請書等のとりまとめ
- ・使途実績報告書の受付・確認等

ウ 委託を受けて行う事務

- ・支援金の支給(被災者への口座振込による場合を除く)
- ・支援金の返還に係る請求書の交付
- ・加算金の納付に係る請求書の交付
- ・延滞金の納付に係る請求書の交付
- ・返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに被災者生活再建支援法人への送金

(6) その他

収入額の算定、支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法、同施行令、同施行規則、内閣府制作統括官(防災担当)通知等に基づき行うものとする。

9 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村及び県等はそれらの制度の普及促進に努める。

第3節 中小企業者等への支援計画

この計画は、災害を受けた農業関係者及び水産漁業者、中小企業者及び一般被災者に対し、災害復旧資金の融資を行い、応急復旧を図るためのものである。

1 農業関係者への融資対策

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

天災融資法の発動及び激甚災害法が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

2 水産関係者への融資対策

被害漁業者の施設(漁船・漁具)、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

3 中小企業者への融資対策

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、県が主体となっていくが、村は県の窓口となり、必要に応じて、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、被災した企業に対し金融相談、融資の指導、あっせん等の支援を行う。

第4節 復興の基本方針

1 復興計画の作成

村は、大規模な地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

2 がれき処理

村及び関係機関は、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止又は村民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3 防災むらづくり

村は、防災むらづくりにあたり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川及び港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、村民の早急な生活再建の観点から、防災むらづくりの方向についてできるだけ速やかに村民の合意を得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

4 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律(以下「復興法」という。)に規定すると特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定する。また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。